

退職手当事務の手引

(令和 5 年度 改訂版)

神奈川県市町村職員退職手当組合

目 次

第1章	組合概要	1
第2章	退職手当制度	2
1	退職手当の性格	2
2	退職手当の支給根拠	2
3	退職手当の種類	2
4	退職手当の受給権者	2
5	退職手当の支払期限	2
第3章	一般の退職手当	3
1	退職手当の計算方法	3
2	支給対象	3
3	退職手当の受給者	4
4	遺族	4
5	退職手当の種類及び適用条項	5
6	退職手当計算の基礎となる給料月額	7
7	退職手当の基本額の特例措置	7
8	勤続期間の計算	8
9	退職手当の調整額	11
10	職員以外の地方公務員等となった者の取扱	12
11	退職手当の時効	12
第4章	特別の退職手当	13
1	特別の退職手当	13
第5章	退職手当の支給制限等	15
1	退職手当の支給制限等	15
2	退職手当審査会	15
第6章	特別職の退職手当	17
1	退職手当の計算方法	17
2	支給対象と支給率	17
3	退職手当計算の基礎となる給料月額	17
4	勤続期間の計算	17
5	支給率早見表	17
第7章	負担金	18
1	一般負担金	18
2	特別負担金	19
第8章	退職手当にかかる税金	20
1	税金の計算方法	20
2	所得税	21
3	住民税	21
4	死亡により支払われる退職手当	21
第9章	退職手当事務	22
1	退職手当事務の流れ	22
2	通算事務	24
	通算（転入・転出）に係る事務の流れ	25
	退職手当の提出書類一覧	26
第10章	退職手当計算例	27
	失業者の退職手当 受給手続フローチャート	28
	支給制限・返納等処分のフローチャート	29
	団体別調整額区分表	30
	勤続期間の計算（通算例）	31
	退職手当支給率早見表	33
	様式記載例	35

<< 第1章 組合概要 >>>

令和5年4月 現在

- 名 称 神奈川県市町村職員退職手当組合
- 設立年月日 昭和40年5月1日
- 構成団体 3市14町6一部事務組合 計23団体

市	伊勢原市 海老名市 南足柄市
町村	葉山町 寒川町 大磯町 二宮町 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町 愛川町 清川村
一部事務組合	高座清掃施設組合 足柄上衛生組合 足柄東部清掃組合 足柄西部清掃組合 湯河原町真鶴町衛生組合 神奈川県町村情報システム共同事業組合

- 正副組合長 組合長 富田 幸宏（湯河原町長）
副組合長 加藤 修平（南足柄市長）
- 組合議会 定数11名（定例会 年2回、臨時会 必要がある場合）
- 監査委員 2名（例月出納検査及び決算審査）
- 職員数 4,917名（特別職 52名、一般職 4,769名、
（令和5年4月1日） 会計年度任用職員 96名）

- 支給状況（過去5年間） （単位：円）

種別 年度	特別職		一般職		合 計	
	人数	退職手当額	人数	退職手当額	人数	退職手当額
令和4年度	16	137,424,800	261	2,935,282,871	277	3,072,707,671
令和3年度	9	50,762,300	243	2,720,798,180	252	2,771,560,480
令和2年度	21	109,977,800	229	3,063,415,340	250	3,173,393,140
令和元年度	19	150,289,850	236	2,921,238,361	255	3,071,528,211
平成30年度	20	164,920,550	227	3,270,662,190	247	3,435,582,740

（注）一般職に会計年度任用職員を含む。

<<< 第2章 退職手当制度 >>>

1 退職手当の性格

現行の退職手当は、職員の分担出捐を必要とせず、地方公共団体の一方的負担によって支給されるものであり、職員が退職した場合、一定の支給制限事由に該当しない限り一律に支給されるものであり、権利としてこれを請求し得る給付であることを認めている。

基本的には、職員に対して使用者である市町村等が、勤続報償ないし功労報償の意味で一方的に負担し、組合から支払われる給付となっている。

なお、「退職」とは、職員たる身分を最終的に退くことであり、自己都合、勸奨、定年、整理、任期終了、免職、失職、解職等の理由により、すべて職を離れる場合をいい、死亡による退職も含まれる。

2 退職手当の支給根拠

退職手当は、地方自治法の規定により、条例に基づいて支給することができるとされ（同法第204条第2項）、その額及び支給方法についても条例で定めなければならないとされている（同条第3項）。

また、地方公務員法の規定により、退職手当の支給基準については、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされている（同法第24条第2項）。

3 退職手当の種類

退職手当の種類は、大別して一般の退職手当と他の関係法律（労働基準法、雇用保険法等）による給付の調整を図るための特別の退職手当の二種類がある。

4 退職手当の受給権者

退職手当の受給権者は、退職した職員本人である。また、職員が死亡により退職した場合には、その遺族が退職手当の受給権者となる（支給条例第2条第1項）。

5 退職手当の支払期限

退職手当は、特別の事情がある場合を除き、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない（支給条例第2条の3）。

<<< 第3章 一般の退職手当 >>>

1 退職手当の計算方法

退職手当額	＝	退職手当の基本額			＋	調整額 (11ページ参照)
		基礎となる 給料月額	×	勤続期間と退職事由 に応じた支給率		

(1) 給料月額

退職手当の算定の基礎となる給料月額は、退職時の給料月額（本俸）に管理監督職勤務上限年齢調整額を加えた額です。

※ ただし、給与改定以外の理由で給料月額が下がった場合（定年引上げに伴う給料月額の7割措置及び管理監督職勤務上限年齢による降任等を含む）や、その者の事情によることなく定年前に早期退職した者について、一定の条件を満たす場合には特例措置があります。詳しくは、7ページ「7 退職手当の基本額の特例措置」を参照してください。

(2) 支給率

支給率は、退職事由及び勤続期間により異なります。

支給率は、別表「退職手当支給率早見表」（33ページ）をご覧ください。

(3) 勤続期間

退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、職員として引き続いた在職期間です。詳しくは、8ページ「8 勤続期間の計算」を参照してください。

2 支給対象（支給条例第2条）

退職手当を支給することができる職員の範囲は、原則として、常時勤務に服することを要する職員（以下「職員」という。）とされています。

従って、パートタイムの会計年度任用職員や任期付職員のうち短時間勤務職員は、退職手当の支給対象外です。また、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員についても支給対象外となります。

ただし、職員以外の者でも支給条例上、フルタイムの会計年度任用職員などのうち、一定要件を充たす職員に準ずる者（以下「常勤的非常勤職員」という。）は、支給対象者の範囲に加えることとしています。

＊会計年度任用職員・・・一会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職を占める職員（地方公務員法第22条の2第1項）

・パートタイムの会計年度任用職員――週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職員の通常の勤務時間に比べ短時間である者

・フルタイムの会計年度任用職員――週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職員の通常の勤務時間と同一である者

(1) 職員とは

- ① 雇用期間に定めがない者
- ② 正規の勤務時間によって勤務を必要とする者
- ③ 給与制度（特に給料表）の適用を受ける者
- ④ 身分保障があり、定数内職員である者

(2) 常勤的非常勤職員とは

- ① 職員について定められている勤務時間以上勤務すること
- ② ①による勤務した日が月に18日（1月間の日数（組合市町村の休日を定める条例に掲げる休日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上あり、その月が同一の組合市町村において引き続いて12月を超え、なおかつそれ以降当該勤務形態が引き続くこと

（注1）18日に含まれる日

- ・労働基準法第39条に定める年次有給休暇
- ・選挙権その他公民権の行使のための休暇
- ・公務上傷病により療養のため勤務をすることができない期間
- ・労働基準法第65条（産前産後）、第67条（育児時間）及び第68条（生理休暇）の規定に該当する休暇

3 退職手当の受給者（支給条例第2条）

退職手当は職員が退職した場合、本人に支給します。

死亡による退職の場合には、支給条例の規定に基づきその遺族に支給します。

ただし、退職後、退職手当が支給される前に職員が死亡した場合は、相続財産として民法の相続の規定によって支給されます。

4 遺族

(1) 遺族の範囲及び順位（支給条例第2条の2）

職員が死亡により退職した場合には、下表に従い、その遺族に退職手当が支給されます。

順位	遺族の範囲	備 考
1	配偶者	事実上婚姻関係にあった場合を含む
2	子	主として職員の収入により生計を維持していた場合
3	父母	同 上（養父母が先で実父母が後）
4	孫	同 上
5	祖父母	同 上（養父母の父母が先で実父母の父母が後）
6	兄弟姉妹	同 上

7	1～6以外の親族	同 上
8	2～6に掲げる者	主たる生計関係がなかった場合 (順位は、2～6の順)

＊上記に該当する遺族がない場合、退職手当は支給されません。

(2) 遺族からの排除（支給条例第2条の2第4項）

次の者は、遺族の範囲から除かれます。

- ① 職員を故意に死亡させた者
- ② 職員の死亡前に、その職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

5 退職手当の種類及び適用条項

退職手当の種類は、大きく分けて一般の退職手当と他の法律（労働基準法、雇用保険法）による給付との調整を図るための特別の退職手当の2種類があります。

これらを区分すると次の表のようになります。

(支給条例第3条～第5条、第8条、第14～15条)

退職手当の種類			適用の条件等
一般の退職手当	第3条	傷病（公務外）	
		自己都合	勤続期間6月以上
		定年・勸奨・任期終了・通勤災害・死亡（公務外）	勤続期間10年以下
	第4条	勤務公署の移転等	勤続期間25年未満
		定年・勸奨・任期終了・通勤災害・死亡（公務外）	勤続期間11年以上25年未満
	第5条	整理退職・公務上傷病・死亡	
		定年・勸奨・任期終了・通勤災害・死亡（公務外）・勤務公署の移転等	勤続期間25年以上
	第8条	特別職	市町村長、副市町村長、教育長、公営企業の管理者
特別の退職手当	第14条	予告を受けない退職者の退職手当	労働基準法第20条及び第21条、又は船員法第46条の規定による給付が一般の退職手当より多いとき、その差額分
	第15条	失業者の退職手当	勤続期間12月以上で、原則退職後1年以内に失業しており、かつ一定の要件に該当する場合 ※13ページ「1 特別の退職手当(2) 失業者の退職手当」を参照してください。

(1) 自己都合退職

純然たる自己の便宜による退職はもちろんのこと、傷病を理由とした退職であっても、その障害の状態が「傷病退職」の障害の程度に達しない場合も含まれる。

また、地方公務員法第 28 条の規定に基づく分限免職による退職も含まれる。

(2) 定年退職

地方公務員法第 28 条の 6 第 1 項による退職

＊60 歳に達した日（誕生日の前日）以後、定年退職日の前日までの間において、その者の非違によることなく退職した場合も、「定年退職（定年扱い）」となります。

(3) 勸奨退職

職員が退職勸奨に応じてその者の非違によることなくなされた退職

(4) 傷病退職

傷病に起因する退職（厚生年金保険法第 47 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病）

職員が傷病を理由に自分の意思や希望によって退職する場合と地方公務員法第 28 条の規定に基づく分限免職により退職する場合とにかかわらず、退職の理由そのものが「傷病」であったかによって決定される。

傷病退職	{	公務上傷病退職
		公務外傷病退職
		通勤傷病退職

(5) 死亡退職

職員が死亡したことによる退職

死亡退職	{	公務上死亡退職
		公務外死亡退職

(6) 整理退職

職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることによる退職（地方公務員法第 28 条第 1 項第 4 号）

(7) 応募認定退職（早期退職募集制度による退職）

定年前に退職する意思を有する職員を条例又は規則等の規定による募集に応募し任命権者から認定を受けて退職すべき期日に退職する。

＊職員の年齢構成の適正化、職制の改廃、勤務公署の移転など

（令和 5 年 10 月現在、実施している組合構成団体なし）

(8) 普通退職

定年退職、勸奨退職、早期退職募集制度による退職、分限免職、懲戒免職、失職及び死亡退職のいずれの事由にも該当しないで離職することをいう。

自己都合による退職、在職期間の通算を伴う退職のほか、いわゆる諭旨免職による離職などがある。

(9) その他

法律の規定による任期を終えたことによる退職など。

6 退職手当計算の基礎となる給料月額

原則として、退職又は死亡の日における給料月額ですが、次の場合はそれぞれに定める額とします。

- (1) 給料表の適用を受けている職員で給料の減額等のある職員（支給条例第5条の2）職員が休職等で給料の一部又は全部を支給されていない場合は、これらの理由がないと仮定して、その受けるべき給料月額（給与条例の附則等で減額されている場合も、本則の額となります。）
- (2) 給料表の適用を受けていない職員（支給条例第3条）
給料が日額の場合は、給料日額の21日分に相当する額

7 退職手当の基本額の特例措置

- (1) 給料月額が減額された場合の退職手当の基本額に係る特例（支給条例第5条の2）
職員が在職期間中に、給与改定以外の理由（降格、給料表の異動等）で給料月額が下がる場合に、特定減額前給料月額（当該理由による下がる前の給料月額で最も多いもの。）が、退職日給料月額よりも多いときは、退職手当の基本額の計算方法は、以下の方法により計算した額となります。

退職手当 の基本額	＝	特定減額前給料月額 × 減額日前日までの 勤続期間の支給率	＋	退職日給料月額 × （退職日までの勤続期間の支給率 — 減額日前日までの勤続期間の支給率）
------------------	---	--	---	---

＊ 基本額の特例措置については、平成18年4月2日以降の降格等に限ります。
（支給条例附則（平成18年3月30日条例第2号）第4条）

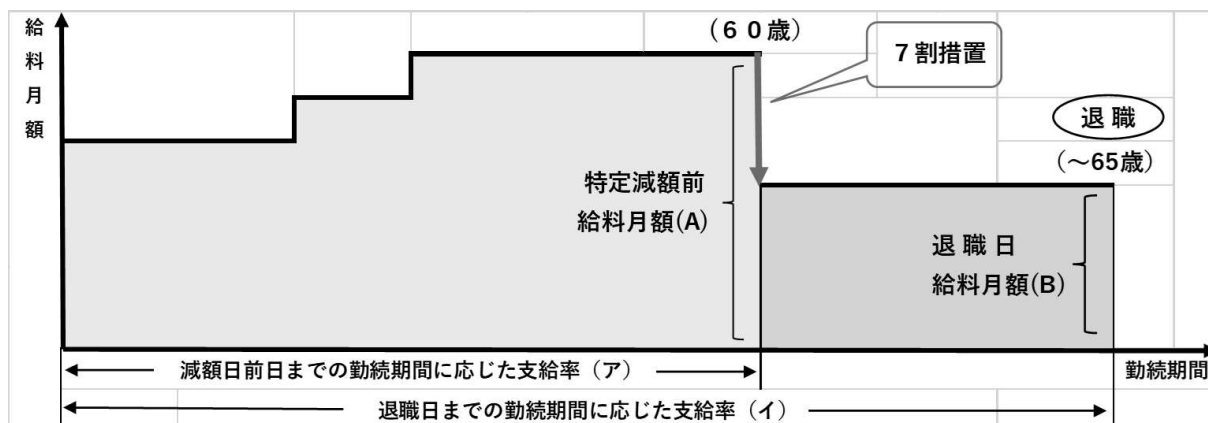
- (2) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例（支給条例第5条の3）
60歳に達する日までにその者の事情によらず退職した場合、次の全ての条件に該当する者は、退職日給料月額について、定年年齢と退職の日におけるその者の年齢の差に該当する年数が1年につき2%ずつ加算される。

- ① 勤続期間 25年以上
- ② 退職理由 勸奨・整理・公務上傷病又は死亡など
- ③ 退職時の年齢 定年年齢から15年を減じた年齢以上

＊ 上記①もしくは③に該当しない場合であっても、構成団体において勸奨退職が承認されていれば、退職日給料月額の加算はされないが、勸奨退職扱いとなります。（支給条例第4条第1項）

(3) 60歳に達した職員の退職手当について

- ① 60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職（定年扱い）として算定する。
- ② 60歳に達した日以後の最初の4月1日（特定日）から7割水準の給料月額となる場合も管理監督職勤務上限年齢による降任等により給料月額が減額された場合にも、退職手当の基本額については、(1)の退職手当の基本額に係る特例（ピーク時特例）が適用され、退職手当の水準は維持されます。



ピーク時特例（退職手当の基本額の特例）		$A \times \text{ア}$	+	$B \times (\text{イ} - \text{ア})$
=	特定減額前給料月額(A) × 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率(ア)			
+	退職日給料月額(B) × (退職日までの勤続期間に応じた支給率(イ) - 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率(ア))			

8 勤続期間の計算

- (1) 勤続期間は、職員としての引き続いた在職期間によるもので、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数で計算します。

* 1日でも在職している場合は、その月を在職期間に算入します。

（支給条例第9条第1項～2項、第7項）

○勤続期間と在職期間（基礎在職期間）

在職期間とは、採用から退職までの職員としての在職期間のほか、他の地方公共団体等での期間を通算した期間であり、退職手当の調整額の算定の基礎となるものです。また、勤続期間とは、退職手当の基本額の算定の基礎となる期間であり、支給の対象となる在職期間から休職期間を除いた期間です。

- (2) 在職期間に1年未満の端月数があるときは、切り捨てます。ただし、その在職

期間が6月以上1年未満の場合には1年とします。

- (3) 短期勤続者（勤続期間6月未満）については、退職手当は支給されませんが、短期勤続者（1日以上勤務）が、公務上・公務外の死亡・傷病退職、通勤災害の死亡・傷病退職、整理退職などに該当した場合には、在職期間を1年として支給対象とします。（支給条例第9条第7項）
- (4) 退職した日又はその翌日に再び職員となったときは、引き続き在職していたものとみなします。（支給条例第9条第3項）
- (5) 職員以外の国又は地方公共団体から1日も空くことなく引き続き職員として就職した場合は、在職した期間として通算します。（支給条例第9条第5項）
*通算規定のある団体に限ります。
- (6) 職員のうち、退職手当を支給されず構成団体を退職し、他の地方公務員等として在職後、引き続き構成団体に採用された者の勤続期間の計算については、在職期間とみなします。（支給条例第9条第5項第1号）

(7) 除算期間（休職月数）

在職期間のうち、在職期間中の現実に職務に従事することを要しない（当該月に1日でも職務に従事することを要する日のあった月はのぞく。）以下の月がある場合は、在職期間からそれぞれ対応する月数を除算する。

（支給条例第9条第4項）

事 由		除算期間
育児休業 （地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項）	当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月まで（注1）	1 / 3
	上記以外の育児休業	1 / 2
自己啓発等休業 （地方公務員法第26条の5） *支給条例施行規則第8条の6を参照	大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するもの（休業期間末日の翌日から5年を超えて在職した場合）	1 / 2
	上記以外の自己啓発等休業	全期間
配偶者同行休業 （地方公務員法第26条の6）		全期間
育児短時間勤務等 （地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項）		1 / 3
専従休職 （地方公務員法第55条の2第1項ただし書）		全期間

9 退職手当の調整額

退職手当の調整額は、退職者に対して、その職責等に応じて組合市町村等がそれぞれ設定した各区分の調整月額のうち、その金額が多いものから順に60月分の合計金額を算出し、加算するものです。（支給条例第7条の4）

この制度は、在職期間中の職責等を退職手当に反映する仕組みとなっています。

(1) 調整額の区分

調整額の区分	金 額	主な職務の級
第1号区分	65,000円	
第2号区分	59,550円	7～8級
第3号区分	54,150円	6～8級
第4号区分	43,350円	5～7級
第5号区分	32,500円	5～6級
第6号区分	27,100円	4～6級
第7号区分	21,700円	3～4級
第8号区分	0円	1～3級

*1 同一の月において2以上の区分に属していた場合、当該月において、最も高い額となる区分のみに属していたものとします。（支給条例施行規則第8条の4）

*2 調整額を計算する対象となる基礎在職期間は、平成8年4月1日以後の期間となります。（支給条例附則（平成18年条例第2号）第5条）

(2) 調整額の算定期間

勤続期間中最大60月（5年）

ただし、勤続期間及び退職事由によって調整額が制限されます。

退職事由	勤続期間	調整額
自己都合	10年未満	0円
	10年以上25年未満	1／2相当額
自己都合以外	1年未満	0円
	1年以上5年未満	1／2相当額

(3) 調整額の算定対象から除外する休職月等（支給条例施行規則第8条）

調整額の算定期間に休職等があった場合には、それぞれの休職等毎のその月数に休職事由に応じた割合を乗じ、除算する月数を求め（除算する月数に小数点以下が生じた場合は、切り上げて）、除算します。

休 職 事 由	除 算 割 合
① 自己啓発等休業、配偶者同行休業、専従休職等	当該休職月等
② 育児休業（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務等による休職月等	3分の1
③ ①、②以外の事由による休職月等 （地方公務員法第27条、第28条及び第29条による休職・停職等）	2分の1

*自己啓発等休業は、休業後5年を超えて在職した場合は、当該休職期間の2分の1を除算します。

（例）育児休業（満1歳以下）が7月の場合

⇒ 休職等月数に休職事由に応じた割合を乗じた結果が2.3月となるため、小数点以下を切り上げ、算定期間から3月を除算します

10 職員以外の地方公務員等となった者の取扱

勤続期間の通算規定のある地方公共団体等へ引き続き職員となった場合は、退職手当は支給しません。（支給条例第28条）

詳しくは、24ページ「2 通算事務」を参照してください。

11 退職手当の時効

退職手当は、職員が退職したことに伴い自動的に発生する請求権で、時効については5年が経過したときとされています。

（*一般職については、地方公務員法第58条第3項の規定に基づき労働基準法が適用され、同法第115条により、また、特別職については、地方自治法第236条第1項の規定によります。）

<<< 第4章 特別の退職手当 >>>

1 特別の退職手当

(1) 予告を受けない退職者の退職手当（支給条例第14条）

労働基準法第20条、第21条又は船員法第46条の規定による給付は、一般の退職手当に含みます。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付額に満たないときは、その差額を退職手当として支給します。

【参考法令】

労働基準法（抜粋）

（解雇の予告）

第20条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

3 前条第2項の規定は、第1項但書の場合にこれを準用する。

第21条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第1号に該当する者が1箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第2号若しくは第3号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第4号に該当する者が14日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。

1. 日日雇い入れられる者
2. 2箇月以内の期間を定めて使用される者
3. 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者
4. 試の使用期間中の者

(2) 失業者の退職手当（支給条例第15条）

勤続期間12月以上（特定退職者にあつては6月以上）で退職した職員が、退職日の翌日から一定期間内（当該職員を雇用保険法の受給資格者とみなした場合、同法で規定する支給期間内）に失業している場合に、一般の退職手当額が、その者が雇用保険法の適用を受けるものとした場合に受けることができる失業給付の額に満たないときは、その差額を退職手当として支給します。

※23ページ「1 退職手当事務の流れ(3)の③失業者の退職手当について」を参照してください。

*原則として支給を受けられない方

- ① 家事に専念する方
- ② 学業に専念する方
- ③ 家業に従事する方
- ④ 次の就職が決まっている方

⑤ 病気等のためすぐに働くことができない方

⑥ 退職後しばらく休養する方

＊ 妊娠、出産、育児、病気、介護などにより働くことができない場合又は令和4年7月1日以後に事業を開始した方等で、要件を満たした場合には、受給期間の延長申請を行うことができる。

＜支給手続き（手続きは全て所属していた市町村等を経由して行う）＞

- ① 退職者は、所属していた市町村等から、退職時に退職票の交付を受ける。
- ② 退職者は、自分の住所を管轄するハローワークに出頭し、退職票を提出し求職申込手续を行う。
- ③ 求職申込手续完了の証明を受けた退職票を組合に提出する。
- ④ 組合から受給資格証の交付を受ける。
- ⑤ 指定された日にハローワークで、受給資格証（又は請求書）に失業の認定を受ける。
- ⑥ 請求書に求職活動申告書及び受給資格証を添付し組合に提出する。
- ⑦ 組合が請求書により失業を認定し、当該日数分の手当は、市町村等を経由して退職者に振込まれる。
- ⑧ 所定給付日数が0日になるまで②～⑦を繰り返す。

＊ 失業者の退職手当の支給手続きフローチャート（28ページ）

○失業の証明を受ける期間中の求職活動

原則として、2回以上の求職活動の実績が必要となります。

求職活動は、求人への応募、ハローワークが行う職業相談・職業紹介等、企業説明会の受講などで、雑誌やインターネットで求人を閲覧しただけでは認められません。ただし、高年齢求職者給付金及び特例一時金は、求職活動の回数指定はありません。

<<< 第5章 退職手当の支給制限等 >>>

1 退職手当の支給制限等

組合長は、組合市町村等からの懲戒処分等の実施報告を受け、当該退職した者の職務・責任・勤務の状況、非違行為の内容・程度及び公務に対する信頼に及ぼす影響等を勘案して、退職手当の全部又は一部を支給制限、一時差止め、返納等の処分を行うことができます。（支給条例第17条～第22条）

⇒ 処分等があった場合には、まずは処分等の概要を報告してください。
後日、組合から正式な報告に必要な書類を連絡いたします。

(1) 支給制限（支給条例第17条）

- ① 懲戒免職の場合
- ② 失職又はこれに準ずる退職の場合

(2) 一時差止め（支給条例第18条）

- ① 起訴中に退職した場合
- ② 退職後、在職期間中の行為について起訴された場合
- ③ 退職後、在職期間中の行為について逮捕等された場合
- ④ 在職期間中に懲戒免職等を受けるべき行為があったと思料された場合

(3) 退職後の支給制限（支給条例第19条）

- ① 退職後、在職期間中の行為にかかる刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 在職期間中の懲戒免職等を受けるべき行為が認められた場合

(4) 返納等（支給条例第20条～22条）

- ① 退職手当支給後、在職期間中の行為にかかる刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 退職手当支給後、在職期間中の懲戒免職等を受けるべき行為が認められた場合
- ③ 遺族に退職手当支給後、在職期間中の懲戒免職等を受けるべき行為が認められた場合
- ④ 本人又は遺族に退職手当支給後、受給者が死亡し、かつ在職期間中の懲戒免職等を受けるべき行為が認められた場合（相続人からの納付）

2 退職手当審査会（支給条例第24条～26条）

組合には、退職手当審査会が設置されており、主に以下の処分をする場合は、退職手当審査会に諮問することとなっている。

- (1) 退職者（死亡退職の場合はその遺族）に対して、まだ退職手当が支払われていない場合において、退職手当の算定の基礎となる在職期間中に懲戒

免職に相当する非違行為が発覚した場合の退職手当の支給制限処分をするとき。

- (2) 退職者（死亡退職の場合はその遺族）に対して、退職手当が支払われた後において、退職手当の算定の基礎となる在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた場合、定年前再任用短時間勤務職員に対する免職を受けた場合及び在職期間中に懲戒免職に相当する非違行為が発覚した場合の退職手当の返納処分をするとき。

* 支給制限・返納等処分のフローチャート（29ページ）

<<< 第6章 特別職の退職手当 >>>

1 退職手当の計算方法（支給条例第8条）

特別職の退職手当の額は、基礎となる給料月額に役職ごとに定められた支給率及び勤続月数を乗じた額となります。

$$\boxed{\text{退職手当額}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{基礎となる} \\ \text{給料月額} \end{array}} \times \boxed{\text{支給率}} \times \boxed{\text{勤続月数}}$$

*公務上の死亡又は傷病による退職の場合は、上記により計算した額の5割に相当する額を加算して支給します。

2 支給対象と支給率

支給対象	市町村長	副市町村長	教育長	地方公営企業の管理者
支給率	37.5/100	25/100	20/100	20/100

3 退職手当計算の基礎となる給料月額

退職の日における給料月額

*給料月額が一定期間減額されている場合であっても、減額がないと仮定した場合に受けるべき給料月額となります。

4 勤続期間の計算

- (1) 任期毎に退職手当を支給し、任期の通算並びに一般職又は他団体との通算はできません。ただし、職員以外の地方公務員等から引き続いて当該特別職に就任し、引き続いて当該職員以外の地方公務員等に復帰する場合は、当該特別職に在職していた期間を在職期間にみなして通算することができます。（支給条例第8条第1項、第9条第10項）

*任期毎（再任の場合を含む）に「職員就職報告書」を提出してください。

- (2) 勤続月数は、任期毎に就職の日から退職の日までの勤続月数となりますが、1月未満の端数があるときは、切捨てとなります。

5 支給率早見表

職名 勤続期間	市町村長	副市町村長	教育長	地方公営企業 の 管 理 者
1年（12月）	4.5	3.0	2.4	2.4
2年（24月）	9.0	6.0	4.8	4.8
3年（36月）	13.5	9.0	7.2	7.2
4年（48月）	18.0	12.0		9.6

<<< 第7章 負担金 >>>

負担金には一般負担金と特別負担金があり、特別負担金にはさらに調整額特別負担金及び前歴期間特別負担金があります。

1 一般負担金

毎月1日現在の職員の総給料月額に負担率を乗じて算出します。

(1) 負担金率（令和6年4月現在）

特 別 職	280 / 1000
一 般 職 (60歳に達した職員の翌年度以後 の給料月額は、算定に含めない)	140 / 1000
会計年度任用職員	80 / 1000

(2) 納付方法等

- ① 毎月1日現在の職員数、給料月額の総額及び一般負担金の総額を「一般負担金報告書」（様式第8号）により報告してください。
*60歳に達した職員の翌年度以後は、職員数及び給料月額は含めないでください。
また、毎年4月1日現在における全職員（上記で除いた職員を含む）の給料月額を、「職員給料月額報告書」（様式第7号）により報告してください。
- ② 支給条例第2条第2項の規定により職員とみなされた会計年度任用職員の当該みなされるに至った月までの期間の一般負担金は、当該期間の各月ごとの給料月額に当該職員とみなされた年度における負担金率を乗じて得た額の合計額を「職員とみなした会計年度任用職員の一般負担金報告書（一括納入分）」（様式第8号の2）により報告してください。
なお、それ以降の月分の報告は、①により行ってください。
- ③ 一般負担金報告書により当組合から負担金納付書及び領収書を送付しますので、報告月の翌月10日までに納付してください。
- ④ 月の中途において昇給、昇格（降給、降格含む）により職員の給料の月額に異動が生じ、その月の一般負担金の額に過不足が生じたときは、翌月の一般負担金の納付の際に精算するものとします。
- ⑤ 月の中途で就職又は退職され、給料を日割計算で支給された場合でも、本来の給料の月額により算定します。
ただし、特別職が月の中途に就任した場合は、当該就任月については、その月の負担金の算定には含めず、就任月の翌月から算定に含めます（任期中の月数が1月多くなってしまうため）。
- ⑥ 休職その他の事由により、一定期間給料を減額し、又は給料を支給しない場合の職員の給料の月額については、それらの事由がなかったものとして給料の月額とします。

- ⑦ 職員が就職したとき、氏名等に異動を生じたときは、「職員就職報告書」（様式第5号）、「職員氏名変更届」（様式第6号）を提出してください。

また、職員が退職したとき、当該職員に退職手当の支給がない場合（勤続期間通算6月未満の退職を含む）は、「職員退職報告書」（様式第4号）を提出してください（退職手当が支給される場合、「退職手当請求書」（様式第1号）を提出）。

- ⑧ 給与改定を行ったときは、「差額一般負担金報告書」（様式第9号）を提出してください。

2 特別負担金

(1) 特別負担金の種類

- ① 定年・勸奨・傷病・整理退職等の退職手当基本額と、支給条例第3条第1項の規定による退職手当相当額との差額分

＊ 60歳に達した職員の翌年度以後は、役職定年前又は7割減額前の給料月額との差額

- ② 退職の日以前1年以内に4号給を超えた昇給があった場合は、その超えた昇給に係る差額分

※ 特別負担金の算出に係る退職手当相当額を計算する際は、退職の日以前1年以内に特別昇給（4号給を超える昇給）がなかったものとみなして計算します。

- ③ 調整額特別負担金 支給条例第7条の4の規定による退職手当の調整額を含む退職手当の支給を受けたときは、調整額特別負担金として当該調整額に相当する額

- ④ 前歴期間特別負担金 支給条例第9条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての在職期間がある場合、条例の規定による退職手当額と退職手当算定の基礎となる勤続期間から当該在職期間を除いて計算した場合の退職手当の基本額との差額

＊1 平成25年4月1日以後構成団体に採用された職員に適用される。（負担金条例附則）

＊2 60歳に達した職員の翌年度以後は、役職定年前又は7割減額前の給料月額との差額

- ⑤ 予告を受けない退職者の退職手当（支給条例第14条）として支給した額

(2) 傷病・死亡退職の場合

傷病（公務上）若しくは死亡（公務上・公務外）による退職の場合には、上記①の特別負担金は課されません。

また、上記②の退職の日以前1年以内に4号給を超えた昇給があった場合、公務外の死亡にあっては、4号給を8号給に読み替え、公務上の死亡にあっては、負担金は生じません。（負担金条例第2条第1項第2号）

(3) 納付方法

特別負担金が発生した場合は、当組合が特別負担金・調整額特別負担金納額告知書（様式第2号）又は前歴期間特別負担金納額告知書（様式第2号の2）及び納入通知書を送付しますので、組合が指定する納期限までに納入してください。

<<< 第8章 退職手当にかかる税金 >>>

退職手当には、所得税と住民税（市町村民税と道府県民税）が課税され、退職手当の支給時に徴収されます。退職手当にかかる税金は分離課税になっており、基本的には、その後他の所得と合算して課税されることはありません。

1 税金の計算方法

(1) 退職所得控除額

退職手当にかかる税額は、退職手当の額から、勤続年数（休職月等を除算する前の在職年数（1年未満の端数は1日でも1年に切上げ））に応じた退職所得控除額を控除した後の額（課税退職所得金額）に応じて算出します。

表1 勤続年数別退職所得控除額表

（単位：円）

勤続年数	控除額	勤続年数	控除額	勤続年数	控除額
2年以下	800,000	16年	6,400,000	31年	15,700,000
		17年	6,800,000	32年	16,400,000
3年	1,200,000	18年	7,200,000	33年	17,100,000
4年	1,600,000	19年	7,600,000	34年	17,800,000
5年	2,000,000	20年	8,000,000	35年	18,500,000
6年	2,400,000	21年	8,700,000	36年	19,200,000
7年	2,800,000	22年	9,400,000	37年	19,900,000
8年	3,200,000	23年	10,100,000	38年	20,600,000
9年	3,600,000	24年	10,800,000	39年	21,300,000
10年	4,000,000	25年	11,500,000	40年	22,000,000
11年	4,400,000	26年	12,200,000	41年以上	22,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ご とに700千円を加 算した金額
12年	4,800,000	27年	12,900,000		
13年	5,200,000	28年	13,600,000		
14年	5,600,000	29年	14,300,000		
15年	6,000,000	30年	15,000,000		

※ この控除額表は一般退職の場合です。障害退職の場合は、それぞれの金額に1,000千円を加えます。

(2) 課税退職所得金額（1,000円未満の端数切り捨て）

支給される退職手当の額から、勤続年数に応じた退職所得控除額を控除した残額を2分の1した額が課税される退職所得の金額となります。

① 一般退職手当等 ＝

$$(\text{退職手当の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

② 特定役員退職手当等 = (退職手当の収入金額 - 退職所得控除額)

〔特定役員に対する退職手当等に係る「課税退職所得金額」については、支給される退職手当の額から退職所得控除額を控除した残額を2分の1にする措置はありません。〕

* 国家公務員や地方公務員は、役員等に含まれ、勤続年数が5年以下の者は、特定役員となります。

2 所得税

所得税は、課税退職所得金額に応じて以下の速算表で算出される額となります。

表2 源泉徴収税額の速算表（復興特別所得税額を含む）

課税退職所得金額 (A)		税 率 (B)	控除額 (C)	税額 = ((A) × (B) - (C)) × 102.1%※
1,950,000 円以下		5 %	0円	((A) × 5 %) × 102.1%
1,950,000 円超	3,300,000 円以下	10%	97,500円	((A) × 10% - 97,500) × 102.1%
3,300,000 円超	6,950,000 円以下	20%	427,500円	((A) × 20% - 427,500) × 102.1%
6,950,000 円超	9,000,000 円以下	23%	636,000円	((A) × 23% - 636,000) × 102.1%
9,000,000 円超	18,000,000 円以下	33%	1,536,000円	((A) × 33% - 1,536,000) × 102.1%
18,000,000 円超	40,000,000 円以下	40%	2,796,000円	((A) × 40% - 2,796,000) × 102.1%
40,000,000 円超		45%	4,796,000円	((A) × 45% - 4,796,000) × 102.1%

(注1) 求めた税額に1円未満の端数があるときは切り捨てます。

(注2) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収します。

(復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額です)

3 住民税

住民税額は、課税退職所得金額に住民税「所得割」の税率をかけて求めます。

課税退職所得金額 (千円未満切捨て)	×	市町村民税 6 %	=	市町村民税額 (百円未満切捨て)
	×	道府県民税 4 %	=	道府県民税額 (百円未満切捨て)

4 死亡により支払われる退職手当

退職事由が死亡による場合、条例に定められた遺族は、相続ではなく受給権により、死亡退職金を受け取ることができます(所得税等源泉徴収は行わず、当組合において、死亡退職に係る「退職手当金等受給者別支払調書」を所轄の税務署に提出します)。なお、退職後、退職手当支給前に死亡した場合、あるいは、退職手当支給後に死亡した場合は、民法の相続規定によって他の相続財産と合わせて相続税の課税対象となります。

<<< 第9章 退職手当事務 >>>

職員採用時の報告や、退職者があった場合の事務手続きの流れを例示します。

1 退職手当事務の流れ

- ・ 構成団体から職員採用、特別職就任、氏名変更の報告
↓（「職員就職報告書」（様式第5号）、「職員氏名変更届（様式第6号）」）
- ・ 退職者の発生、構成団体から退職手当組合へ退職手当の申請（退職者の報告）
↓（「退職手当請求書」（様式第1号、特別職は様式第1号の2）又は「職員退職報告書（様式第4号）」）
- ・ 退職手当組合から構成団体へ退職手当の送金、退職手当通知書（団体用）等送付（源泉徴収票・領収証含む）
↓
- ・ 構成団体から退職者へ退職手当の送金、領収証等送付
↓
- ・ 退職手当組合から退職者へ退職手当通知書（受給者用）送付
↓
- ・ 構成団体から退職手当組合へ特別負担金の納付（該当者がある場合）
↓
- ・ 構成団体から当組合へ退職手当領収証の提出（受給者から領収日・住所・記載の上押印いただく）

(1) 職員採用があった場合

職員就職報告書（様式第5号、41ページ様式記載例参照）に所定の事項を記入し、速やかに提出してください。（特別職は任期毎）

① 他の公務員等から引き続いて職員となった場合

一般職の職員が退職後1日も空くことなく引き続いて通算規定のある他団体の公務員等になった場合、退職手当算定上の勤続期間に通算されるため、当該退職時点では退職手当は支給されません。前所属団体に「退職手当支給証明書」等を依頼し、当組合に提出願います。

※必要書類は25ページ「通算（転入・転出）に係る事務の流れ」を参照してください。

② 県又は他の地方公共団体から派遣されてきた職員の場合

一般の職員として地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣職員の場合は、派遣元の団体職員としての身分を保有しているため、当組合の退職手当条例の対象外ですので「職員就職報告書」の提出は必要ありません。

ただし、県等から割愛により派遣されてきた場合は、いったん県等を退職して市町村に就職しており、身分上は市町村の職員となり、当組合の退職手当条例の対象となるため「職員就職報告書」を提出してください。その際「退職手当支給証明書・人事記録簿（履歴書）の写し」の提出は不要です。

③ フルタイムの会計年度任用職員が就職した場合

職員に定められた勤務時間以上勤務した日が、18日以上ある月が連続し

て12月を超えた者について、勤続期間が12月を超えた時点（4月1日就職であれば、翌年の4月1日）で次の書類を提出してください。

ア 職員就職報告書（様式第5号）

イ 勤務時間、勤務日数が確認できる書類（辞令・任用通知書等）

(2) 氏名変更があった場合

氏名変更があった場合は、職員氏名変更書（様式第6号）により報告してください。

(3) 退職者があった場合

退職手当の請求手続きを行ってください。（特別職は任期毎）

なお、退職手当の支給がされない職員は、職員退職報告書（様式第4号、42ページ様式記載例参照）に所定の事項を記入し、速やかに提出してください。

① 通算規定がなく通算不可の団体へ就職の場合

退職手当の支給をしますので、退職手当請求の申請をお願いします。

② 失職、懲戒免職の場合

失職や懲戒免職等の事案が発生した場合は、職員退職報告書と合わせて退職手当の支給制限処分を行う場合があるので、当組合と調整願います。

③ 失業者の退職手当について

失業者の退職手当は、民間企業における雇用保険の失業給付に相当するものですので、雇用主の立場である各構成団体から退職者に対して周知していただくことになります。

※13ページ「1 特別の退職手当(2)失業者の退職手当」を参照してください。

(注) 勤続年数が5年未満の自己都合等退職者や失職、懲戒免職等で退職手当の全部又は一部が支給されなかった者は、該当する可能性が高いので、退職後の状況を確認し、公共職業安定所（ハローワーク）に求職申込をしようとする者には、「神奈川県市町村職員退職票」（様式第7号）を交付してください。

次のような場合でも、職員退職報告を提出してください。

(ア) 一般職の職員が6月未満で退職した場合

(イ) 県等から割愛により派遣されている職員が前団体に復帰する場合

※退職手当算定上の勤務期間に通算されるため、当該退職時点では退職手当は支給されないため。

(ウ) 退職後引き続き国や他の地方公共団体に就職する場合

一般職の職員が退職後1日も空くことなく引き続いて通算規定のある他団体の公務員等になった場合、再就職先において退職手当算定上の勤続期間に通算され、当該退職時点では退職手当は支給されませんので、再就職先の団体に、退職前に通算の可否についての「退職手当の通算に関する証明書」等を依頼し当組合に提出願います。

※必要書類は25ページ「通算(転入・転出)に係る事務の流れ」を参照してください。

④ 勤続期間12月未満の退職者

職員であった期間が1年の間を置かずに複数あった場合には、それらの期間が通算されて、失業者の退職手当の所定給付日数を確定するための「基準勤続期間」となりますので、勤続期間12月未満で退職者された者には「神奈川県市町村職員在職票（様式第8号）」を交付してください。

(4) 退職手当の支給、退職手当通知書等の送付

退職手当組合から構成団体指定口座へ送金、退職手当通知書等の送付をします。

- ・送金は、退職手当にかかる所得税・住民税控除後の金額を送金します。
- ・源泉徴収票は死亡の場合はありません。

※別途、当組合で「退職手当受給者別支払調書」等を作成し税務署へ提出します。

(5) 特別負担金の納付

特別負担金が発生した場合、当組合からの納入通知書により納付してください。

(6) 給与改定が行われた場合(遡及改定の場合)

給与条例の改定に伴い、給与改定が行われた場合は、すでに退職した職員についても差額が支払われます。差額退職手当請求書（様式第1号の3）により手続きを行ってください。

2 通算事務

通算とは、他の地方自治体の公務員等が引き続いて構成団体の職員となった場合、又は構成団体の職員が引き続いて他の地方自治体の公務員等となった場合に、勤続期間が引き続くことをいいます。（支給条例第9条第3項）

通算の対象の前提条件は以下のとおりです。

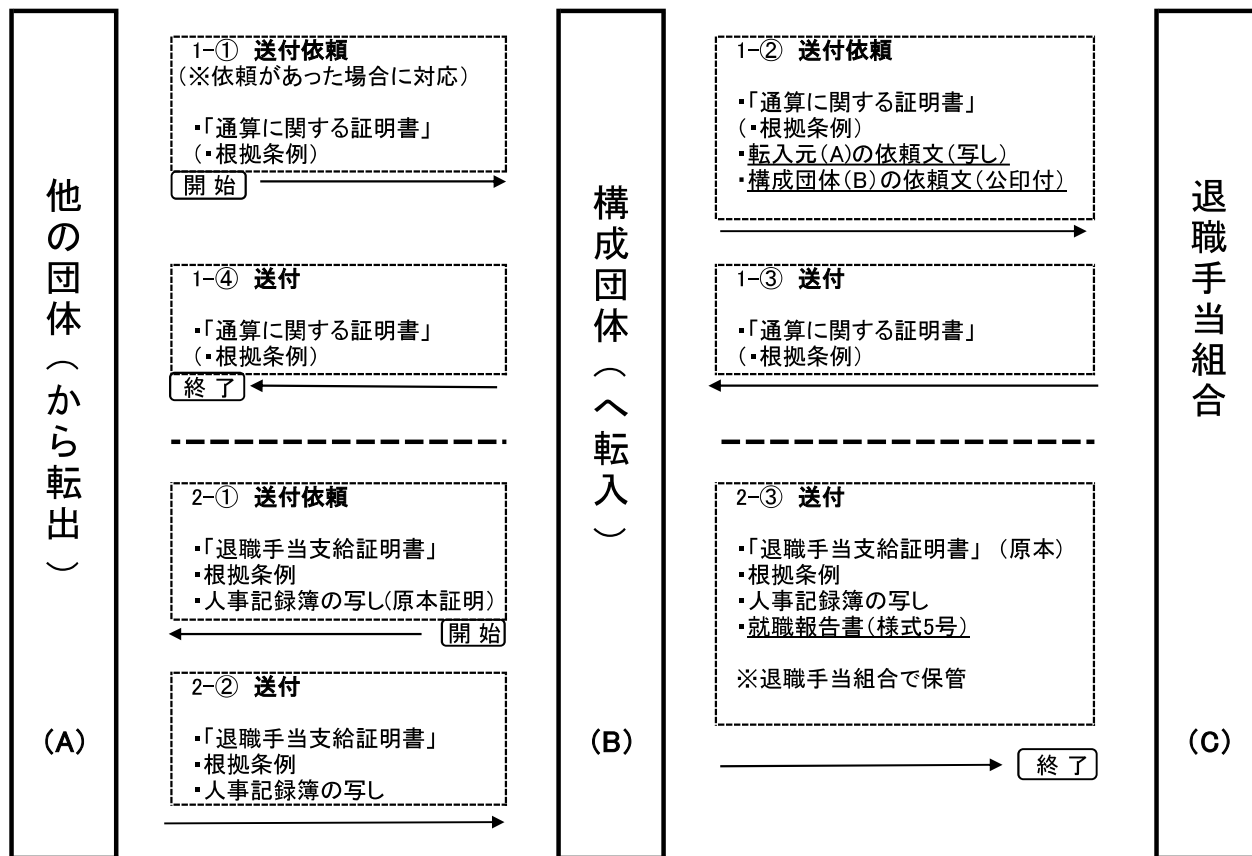
- ① 相互の地方自治体等に通算の規定があること。（当組合は通算規定があります。）
- ② 退職から就職の日付が1日も空くことなく引き続いてのこと。
- ③ 退職手当（退職手当相当の給与を含む）を受けていないこと。

●通算の事務手続に必要な書類

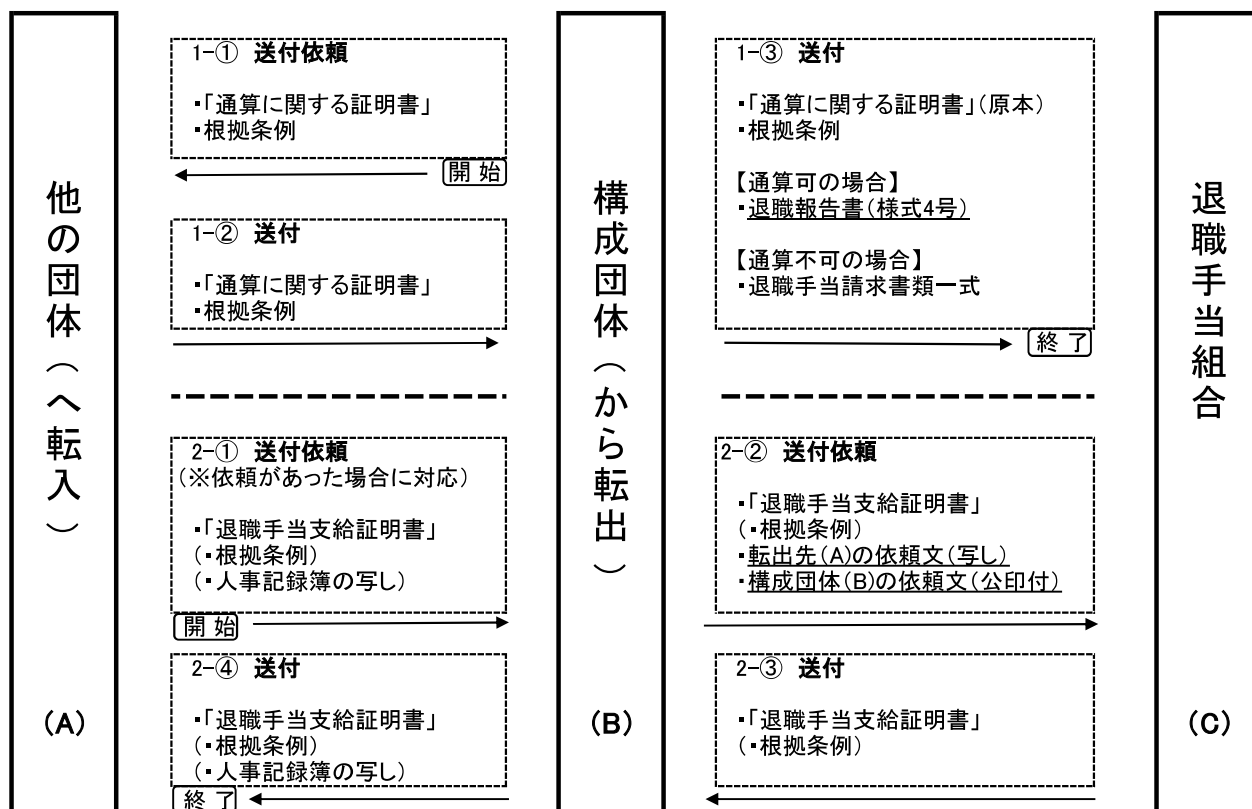
就職（転入）の場合 ＜転入前の団体へ提出する書類＞	退職（転出）の場合 ＜転出先の団体へ提出する書類＞
① 退職手当の通算に関する証明書等 ② 根拠となる条例等の写し	① 退職手当支給証明書等 ② 根拠となる条例等の写し ③ 人事記録簿（履歴書）の写し（構成団体で用意）
* 転入前の自治体等においては、職員の退職にあたり、転出先への通算が可能であれば退職手当を支給しないこととなるため。	* 転出先の自治体等においては、転入前の構成団体における退職手当の支給の有無・通算すべき勤続期間・休職等の履歴を確認するため。

●通算（転入・転出）に係る事務の流れ

1 構成団体へ 転入 する場合（支給条例第9条第5項関係）



2 構成団体から 転出 する場合（支給条例第28条関係）



退 職 手 当 の 提 出 書 類 一 覧

退職理由別提出書類

(○印は必ず添付、△印は必要に応じ提出)

退職理由 提出書類	定 自 任	勸	整	応	通	公務外		公務上		特
	己 年 退 職	奨 退 職	理 退 職	募 認 定 退 職	勤 災 害 傷 病 退 職	死 亡 退 職	傷 病 退 職	死 亡 退 職	傷 病 退 職	別 職
退職手当請求書（様式第1号） ＊特別職は様式第1号の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
履歴書（様式第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
退職所得の受給に関する申告書（様式第3号）	○	○	○	○	○		○		○	○
個人番号報告書（様式第3号の2）						○		○		
職員退職等報告書（様式第4号）	*1 △	*1 △	*1 △	*1 △	*1 △	*1 △	*1 △	*1 △	*1 △	*1 △
総代者選任届（様式第6号）						*2 △		*2 △		
退職勸奨の記録		○								
認定通知書の写し				○						
戸籍謄本						○		○		
共済組合の障害年金認定書又は診断書					○		○		○	
証明書			○							
条例、予算の議決書 (廃職、過員等の事実を証するもの)			○							
公務災害の認定書の写し								○	○	
通勤災害の認定書の写し					○					
死亡診断書又は死体検案書						○		○		
前歴期間の「人事記録簿（履歴書）」 及び「退職手当支給証明書等」	*3 △	*3 △	*3 △	*3 △	*3 △	*3 △	*3 △	*3 △	*3 △	

＊1 退職手当の支給がない場合に提出します。（勤続期間通算6月未満の退職含む）

＊2 退職手当の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上の場合に提出します。

＊3 通算の対象となる前歴期間を有する場合に提出します。ただし、その前歴期間が当組合構成団体の場合は、「退職手当支給証明書等」の提出は不要です。

<<<< 第10章 退職手当計算例 >>>

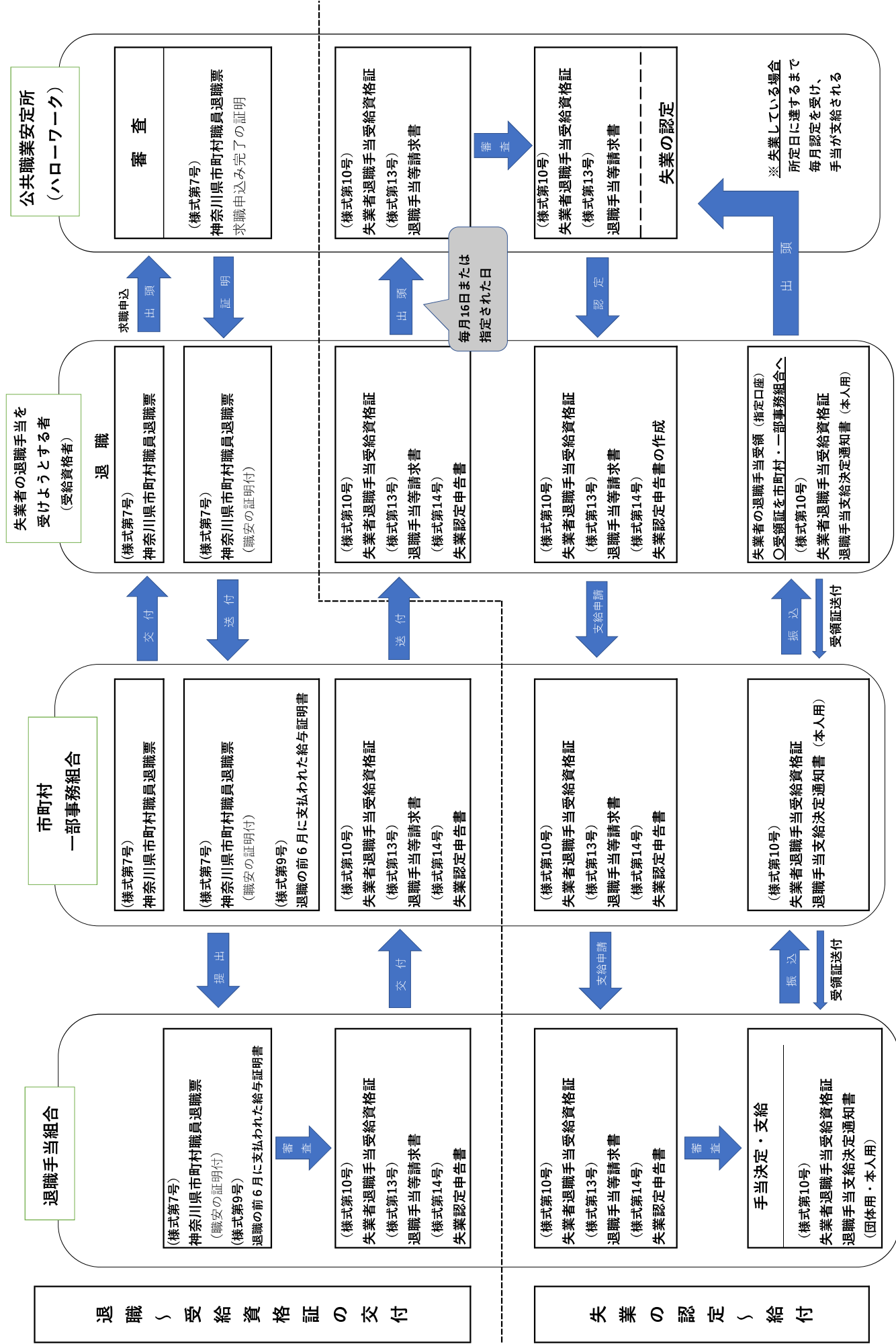
*計算例は、平成30年度からの支給率による。

退職者職名	退職理由	就職日	退職1年前 給料月額 ①	退職時 給料月額 ②	退職手当の基本額			調整額の計算					退職手当額 ⑤＋⑨＝⑩	特別負担金の計算			特別負担金額 ⑨＋⑬＝⑭
					給料月額 ③	支給率 ④	基本額 ③×④＝⑤	調整額 区分	調整月額 ⑥	期間 ⑦	調整額 ⑥×⑦＝⑧	調整額計 ⑨		支給条第3条 第1項の支給率 ⑪	退職手当額 ②×⑪＝⑫	退職手当基本 額との差額 ⑤－⑫＝⑬	
1	課長	S61. 4. 1 R6. 3. 31 38年0月 定年延長なし	(行一) 7－5 6 450,000円	(行一) 7－5 6 450,500円	(行一) 7－5 6 450,500円	47. 709 (38年)	21, 492, 904円	4号 課長(7級) 5号 課長補佐(6級)	43, 350円 32, 500円	36月 24月	1, 560, 600円 780, 000円	2, 340, 600円	42. 7707	19, 268, 200円	2, 224, 704円	4, 565, 304円	
2	係長	H2. 4. 1 R6. 3. 31 34年0月	(行一) 5－8 9 413, 500円	(行一) 5－9 3 416, 300円	(行一) 5－9 3 449, 604円 (②)× 1. 08)	46. 83015 (34年)	21, 055, 022円	6号 係長(5級) 7号 主任主事(4級)	27, 100円 21, 700円	24月 36月	650, 400円 781, 200円	1, 431, 600円	38. 7531	16, 132, 915円	4, 922, 107円	6, 353, 707円	
3	消防士	H18. 8. 1 R6. 3. 31 17年8月	(行一) 3－5 1 310, 900円	(行一) 3－5 5 313, 200円	(行一) 3－5 5 313, 200円	14. 08671 (17年)	4, 411, 957円	7号 主任(3級) 8号	21, 700円 0円	36月 24月	781, 200円 0円	(※1) 390, 600円	(※2) 14. 08671	4, 411, 957円	0円	390, 600円	
4	会計年度任用職員	R4. 4. 1 R6. 3. 31 2年0月	(会一) 2－3 6 228, 600円	(会一) 2－3 6 228, 600円	(会一) 2－3 6 228, 600円	1. 674 (2年)	382, 676円					0円	1. 674	382, 676円	0円	0円	
5	市長	R2. 9. 1 R6. 8. 31 4年0月	(報酬月額) 780, 000円	(報酬月額) 780, 000円	(報酬月額) 780, 000円	18. 0 (4年)	14, 040, 000円					0円	－	－	－	0円	

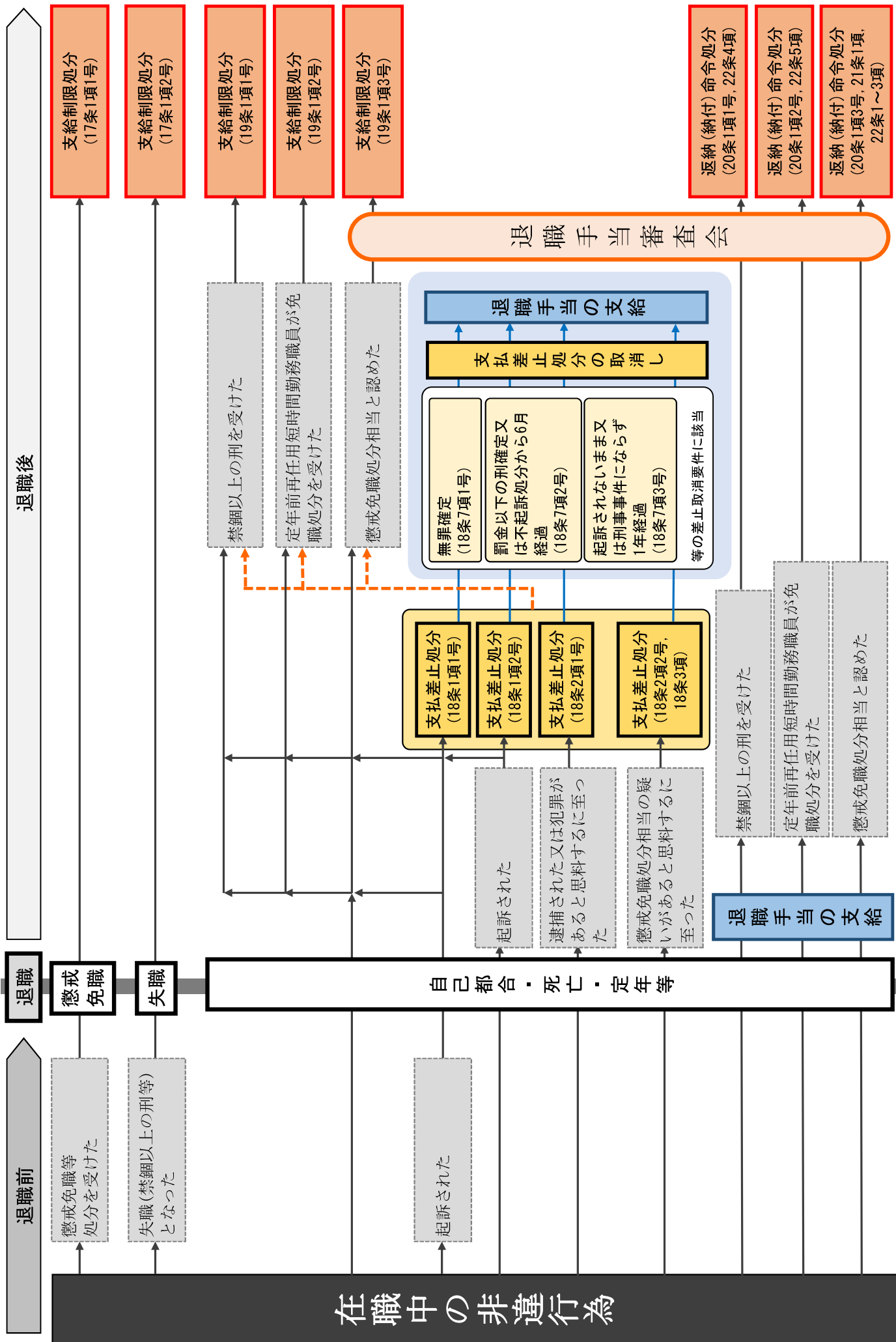
(※1) 自己都合退職者が退職期間が10年～24年の場合は、調整額は2分の1となる。(0年～9年は、調整額の加算なし)

(※2) 自己都合退職者が勤続期間が20年未満の場合は、支給条第3条第2項の支給率

失業者の退職手当 受給手続フローチャート



支給制限・返納等処分のフローチャート



団体別調整額区分表(平成18年～)

(支給条例施行規則第8条の3関係)

平成31年4月1日現在

組合市町村名	給料表名	期 間	職員の区分							
			第1号区分	第2号区分	第3号区分	第4号区分	第5号区分	第6号区分	第7号区分	第8号区分
			調整月額 65,000円	調整月額 59,550円	調整月額 54,150円	調整月額 43,350円	調整月額 32,500円	調整月額 27,100円	調整月額 21,700円	調整月額 0円
伊勢原市	行政職給料表(一)	平成18年4月1日以降の期間			7級	6級	5級	4級	3級・2級	1級
	行政職給料表(二)	平成18年4月1日以降の期間						5級	4級	3級・2級・1級
海老名市	行政職給料表(一)	平成28年4月1日以降の期間		8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級
	行政職給料表(二)	平成18年4月1日以降の期間						5級	4級・3級	2級・1級
南足柄市	行政職給料表(一)	平成27年4月1日以降の期間			7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級
	行政職給料表(二)	平成23年4月1日以降の期間						6級	5級・4級・3級	2級・1級
葉山町	行政職給料表(一)	平成19年4月1日以降の期間			8級	7級	6級	5級	4級・3級	2級・1級
	行政職給料表(二)	平成19年4月1日以降の期間					6級(在職期間60月以上)	6級(左記以外の者)	5級・4級	3級・2級・1級
寒川町	行政職給料表(一)	平成18年10月1日以降の期間			8級	7級	6級	5級	4級・3級	2級・1級
	行政職給料表(二)	平成18年10月1日以降の期間						5級	4級・3級	2級・1級
大磯町	行政職給料表(一)	平成18年4月1日以降の期間				7級	6級	5級	4級	3級・2級・1級
	行政職給料表(二)	平成18年4月1日以降の期間							4級	3級・2級・1級
	幼稚園教育職	平成18年4月1日以降の期間						3級	2級A(勤続21年以上) 4級(左記以外の者)・3級(主査職)	2級A(勤続20年以下)・2級B・1級 3級(左記以外の者)・2級・1級
二宮町	行政職給料表(一)	平成28年4月1日以降の期間			6級	5級	5級(主幹職)	4級(班長職)	4級(左記以外の者)・3級(主査職)	3級(左記以外の者)・2級・1級
	行政職給料表(二)	平成18年4月1日以降の期間							5級	4級・3級・2級・1級
中井町	行政職給料表(一)	平成18年4月1日以降の期間			8級	7級	6級	5級	4級	3級・2級・1級
	行政職給料表(二)	平成18年4月1日以降の期間							4級	3級・2級・1級
大井町	行政職給料表(一)	平成18年4月1日以降の期間			8級	7級	6級	5級	4級・3級	2級・1級
	行政職給料表(二)	平成18年4月1日以降の期間						5級	4級・3級(在級120月以上)	3級(左記以外の者)・2級・1級
松田町	行政職給料表(一)	平成18年4月1日以降の期間			8級	7級	6級	5級	4級	3級・2級・1級
	行政職給料表(二)	平成18年4月1日以降の期間							4級・3級(在級期間が120月を超える者)	3級(左記以外の者)・2級・1級
	医療職給料表	平成18年4月1日以降の期間			3級	2級(診療所長の職にある者)	2級(左記以外の者)	1級(診療所長の職にある者)	1級(左記以外の者)	
山北町	行政職給料表(一)	平成18年4月1日以降の期間			8級	7級	6級	5級	4級・3級	2級・1級
	行政職給料表(二)	平成18年4月1日以降の期間						5級	4級・3級	2級・1級
開成町	行政職給料表(一)	平成18年4月1日以降の期間			8級	7級	6級	5級	4級・3級	2級・1級
	行政職給料表(二)	平成18年4月1日以降の期間							4級・3級(在級期間が120月を超える者)	3級(左記以外の者)・2級・1級
	特定任期付職員	平成18年4月1日以降の期間				4号給	3号給	2号給・1号給		
箱根町	行政職給料表(一)	平成18年4月1日以降の期間			8級	7級	6級	5級	4級・3級	2級・1級
	行政職給料表(二)	平成18年4月1日以降の期間							4級	3級・2級・1級
真鶴町	行政職給料表(一)	平成18年4月1日以降の期間				7級	6級	5級	4級・3級	2級・1級
	行政職給料表(二)	平成18年4月1日以降の期間							4級	3級・2級・1級
	医療職給料表	平成18年4月1日以降の期間		3級(所長)	3級(医長)	3級(その他)		2級		1級
湯河原町	行政職給料表(一)	平成21年4月1日以降の期間			7級		6級	5級	4級・3級	2級・1級
	行政職給料表(二)	平成18年4月1日以降の期間							4級・3級	2級・1級
	医療職給料表	平成18年4月1日以降の期間							3級	2級・1級
愛川町	行政職給料表(一)	平成23年4月1日以降の期間			8級	7級	6級	5級	4級	3級・2級・1級
	行政職給料表(二)	平成23年4月1日以降の期間							6級	5級・4級・3級・2級・1級
	特定任期付職員	平成28年4月1日以降の期間			5号給	4号給	3号給	2号給・1号給		
清川村	行政職給料表(一)	平成18年4月1日以降の期間				7級	6級	5級	4級・3級	2級・1級
高座清掃施設組合	行政職給料表(一)	平成28年4月1日以降の期間		8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級
	行政職給料表(二)	平成18年4月1日以降の期間						5級	4級・3級	2級・1級
足柄上衛生組合	行政職給料表(一)	平成18年7月1日以降の期間			7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級
湯河原町 真鶴町 衛生組合	行政職給料表(一)	平成21年12月1日以降の期間			7級		6級	5級	4級・3級	2級・1級
	行政職給料表(二)	平成18年4月1日以降の期間							4級・3級	2級・1級
足柄東部清掃組合	行政職給料表(一)	平成18年4月1日以降の期間			8級	7級	6級	5級	4級	3級・2級・1級
足柄西部清掃組合	行政職給料表(一)	平成18年4月1日以降の期間			8級	7級	6級	5級	4級・3級	2級・1級
神奈川県町村情報システム 共同事業組合	行政職給料表(一)	平成23年4月1日以降の期間			7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級

勤続期間の計算（通算例）

○条例第9条第5項

- ① 職員以外の地方公務員又は国家公務員から引き続き職員となった場合には、当該在職期間を職員として通算するほか、特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人、地方公社若しくは公庫等の在職期間についても一定の条件のもと通算します。

国又は県 A	職員 B		= A + B	
職員 A	国又は県 B	職員 C	= A + B + C	
職員 A	公社等 B	職員 C	= A + B + C	
国又は県 A	公社等 B	国又は県 C	職員 D	= A + B + C + D

○条例第10条

② 勤続期間の計算の特例

退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員として引き続いた在職期間によることを原則としていますが、条例第2条第2項に規定する常勤的非常勤職員の勤続期間については、次に掲げる勤続期間は職員として引き続いた在職期間として計算の対象となります。

- ア 条例第2条第2項に規定する者で、同項に規定する勤務した日が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- イ 条例第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもので、その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第1号（図1）

← 12月 →		
非常勤職員 A	常勤的非常勤職員 B	= A + B

第1号（図2）

← 12月 →			
非常勤職員 A	常勤的非常勤職員 B	常勤職員 C	= A + B + C

第2号（図3）

← 12月 →		
非常勤職員 A	常勤職員 B	= A + B

第2号（図4）

← 12月 →		
非常勤職員 A	常勤職員 B	(B=6月以上) = Bのみ

○条例第11条

- ③ 職員以外の地方公務員等から引き続いて常勤職員となった者の勤続期間の計算において、上記②のア、イに相当する勤続期間がある場合も同様の取扱いとなります。

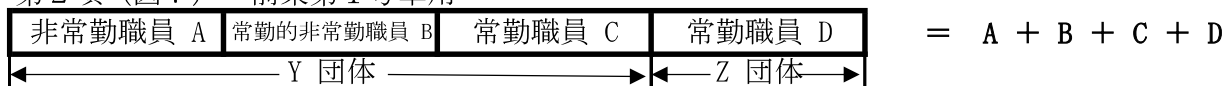
第1項（図5）

常勤的非常勤職員 A	常勤職員 B	常勤職員 C	= A + B + C
← Y 団体 →	← Z 団体 →		

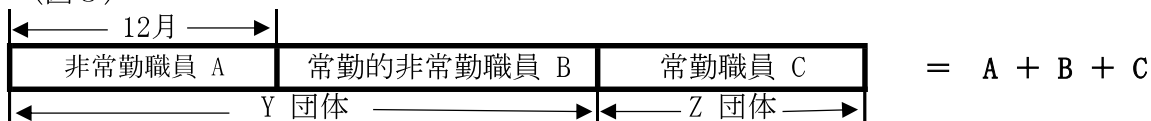
（図6）

常勤的非常勤職員 A	常勤職員 B	= A + B
← Y 団体 →	← Z 団体 →	

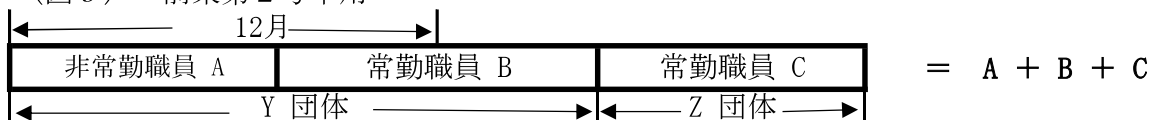
第2項（図7） 前条第1号準用



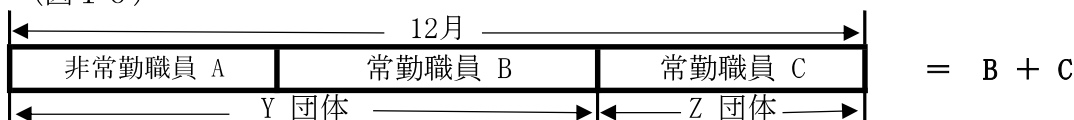
（図8）



（図9） 前条第2号準用



（図10）

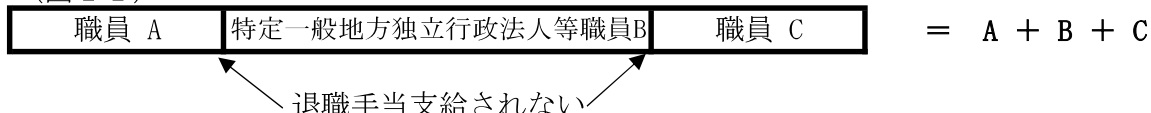


○条例第12条

④ 一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算

職員のうち、任命権者等の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員等として在職した後引き続いて再び職員となった者の条例第9条第1項の規定する在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員として引き続いた在職期間とみなされます。

（図11）

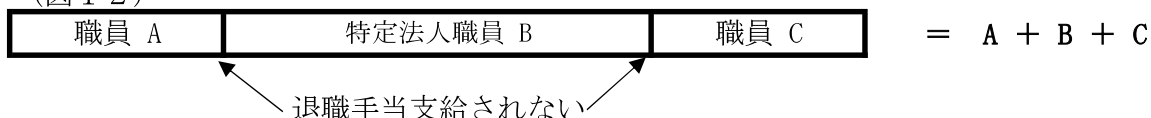


- ⑤ この他、特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ退職し、引き続いて職員となった場合、職員が任命権者等の要請に応じ退職し、一般地方独立行政法人等の職員や国家公務員としての在職した後、引き続いて再び職員となった場合、移行型一般地方独立行政法人の成立の前日に職員として在職する者が、当該法人の職員として在職した後引き続いて職員となった場合の在職期間の通算規定があります。（第12条第2項、第3項、第4項）

○条例第13条

- ⑥ 職員が公益法人等派遣法第10条第1項の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続いて特定法人で、退職手当を支給されないで、引き続いて当該特定法人に使用される者となるため退職し、かつ引き続き特定法人役職員として在職した後引き続いて公益法人等派遣法第10条第1項の規定により職員として採用された者の条例第9条第1項の規定する在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員として引き続いた在職期間とみなされます。

（図12）



退職手当支給率早見表

【平成30年4月1日～（引下げ 83.7）】

神奈川県市町村職員退職手当組合

勤続年数	条 例 第 3 条			条 例 第 4 条		条 例 第 5 条		勤続年数
	自 己 都 合 (月)	公務外傷病 (月)	10年以下 勤続定年・勸奨 ・任期終了・ 公務外死亡・ 通勤災害・傷病 (月)	25年未満 勤続勤務公署の 移転等 (月)	11年以上 25年未満 勤続定年・勸奨 ・任期終了・ 公務外死亡・ 通勤災害・傷病 (月)	整理・ 公務上死亡・ 傷病 (月)	25年以上 勤続定年・勸奨 ・任期終了・ 公務外死亡・ 通勤災害・傷病 ・勤務公署の 移転等 (月)	
1年	0.5022	0.837	0.837	1.04625		1.2555(3.6a)		1年
2	1.0044	1.674	1.674	2.0925		2.511(4.5a)		2
3	1.5066	2.511	2.511	3.13875		3.7665(5.4a)		3
4	2.0088	3.348	3.348	4.185		5.022(5.4a)		4
5	2.511	4.185	4.185	5.23125		6.2775		5
6	3.0132	5.022	5.022	6.2775		7.533		6
7	3.5154	5.859	5.859	7.32375		8.7885		7
8	4.0176	6.696	6.696	8.37		10.044		8
9	4.5198	7.533	7.533	9.41625		11.2995		9
10	5.022	8.37	8.37	10.4625		12.555		10
11	7.43256	9.2907		11.613375	11.613375	13.93605		11
12	8.16912	10.2114		12.76425	12.76425	15.3171		12
13	8.90568	11.1321		13.915125	13.915125	16.69815		13
14	9.64224	12.0528		15.066	15.066	18.0792		14
15	10.3788	12.9735		16.216875	16.216875	19.46025		15
16	12.88143	14.3127		17.890875	17.890875	20.8413		16
17	14.08671	15.6519		19.564875	19.564875	22.22235		17
18	15.29199	16.9911		21.238875	21.238875	23.6034		18
19	16.49727	18.3303		22.912875	22.912875	24.98445		19
20	19.6695	19.6695		24.586875	24.586875	26.3655		20
21	21.3435	21.3435		26.260875	26.260875	27.74655		21
22	23.0175	23.0175		27.934875	27.934875	29.1276		22
23	24.6915	24.6915		29.608875	29.608875	30.50865		23
24	26.3655	26.3655		31.282875	31.282875	31.8897		24
25	28.0395	28.0395				33.27075	33.27075	25
26	29.3787	29.3787				34.77735	34.77735	26
27	30.7179	30.7179				36.28395	36.28395	27
28	32.0571	32.0571				37.79055	37.79055	28
29	33.3963	33.3963				39.29715	39.29715	29
30	34.7355	34.7355				40.80375	40.80375	30
31	35.7399	35.7399				42.31035	42.31035	31
32	36.7443	36.7443				43.81695	43.81695	32
33	37.7487	37.7487				45.32355	45.32355	33
34	38.7531	38.7531				46.83015	46.83015	34
35	39.7575	39.7575				47.709	47.709	35
36	40.7619	40.7619				47.709	47.709	36
37	41.7663	41.7663				47.709	47.709	37
38	42.7707	42.7707				47.709	47.709	38
39	43.7751	43.7751				47.709	47.709	39
40	44.7795	44.7795				47.709	47.709	40
41	45.7839	45.7839				47.709	47.709	41
42	46.7883	46.7883				47.709	47.709	42
43	47.709	47.709				47.709	47.709	43
44	47.709	47.709				47.709	47.709	44
45	47.709	47.709				47.709	47.709	45
46	47.709	47.709				47.709	47.709	46

(注) 1 () 内は、最低保障である。

2 a は、基本給月額であり、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当（又はこれらに相当する手当）の月額の合計額をいう。

3 退職手当の基本額の調整（83.7/100）を含めた計数である。

退職手当支給率早見表 (旧条例)

【平成30年4月1日～ (引下げ 83.7) 】

神奈川県市町村職員退職手当組合

勤続年数	条例第3条			条例第4条				条例第5条		勤続年数
	25年未満 勤続自己 都合 (月)	20年未満 勤続定年・ 勤奨・公務 外死亡・ 通勤傷病 (月)	25年未満 勤続公務 外傷病 (月)	25年以上 勤続自己 都合 (月)	勤務公署の 移転等 (月)	20年以上 25年未満 勤続定年・ 勤奨・公務 外死亡・ 通勤傷病 (月)	25年以上 勤続公務 外傷病 (月)	整理・公 務上傷病 死亡 (月)	25年以上 勤続定年・ 勤奨・公務 外死亡・ 通勤傷病 (月)	
1年	0.5022	0.837	0.837		1.04625			1.2555 (3.6a)		1年
2	1.0044	1.674	1.674		2.0925			2.511 (4.5a)		2
3	1.5066	2.511	2.511		3.13875			3.7665 (5.4a)		3
4	2.0088	3.348	3.348		4.185			5.022 (5.4a)		4
5	2.511	4.185	4.185		5.23125			6.2775		5
6	3.7665	5.022	5.022		6.2775			7.533		6
7	4.39425	5.859	5.859		7.32375			8.7885		7
8	5.022	6.696	6.696		8.37			10.044		8
9	5.64975	7.533	7.533		9.41625			11.2995		9
10	6.2775	8.37	8.37		10.4625			12.555		10
11	7.43256	9.2907	9.2907		11.61375			13.93605		11
12	8.16912	10.2114	10.2114		12.76425			15.3171		12
13	8.90568	11.1321	11.1321		13.915125			16.69815		13
14	9.64224	12.0528	12.0528		15.066			18.0792		14
15	10.3788	12.9735	12.9735		16.216875			19.46025		15
16	11.11536	13.8942	13.8942		17.36775			20.8413		16
17	11.85192	14.8149	14.8149		18.518625			22.22235		17
18	12.58848	15.7356	15.7356		19.6695			23.6034		18
19	13.32504	16.6563	16.6563		20.820375			24.98445		19
20	17.577		17.577		21.97125	21.97125		26.3655		20
21	18.5814		18.5814		23.22675	23.22675		27.8721		21
22	19.5858		19.5858		24.48225	24.48225		29.3787		22
23	20.5902		20.5902		25.73775	25.73775		30.8853		23
24	21.5946		21.5946		26.99325	26.99325		32.3919		24
25				28.24875	28.24875		28.24875	33.8985	33.8985	25
26				29.50425	29.50425		29.50425	35.4051	35.4051	26
27				30.75975	30.75975		30.75975	36.9117	36.9117	27
28				32.01525	32.01525		32.01525	38.4183	38.4183	28
29				33.27075	33.27075		33.27075	39.9249	39.9249	29
30				34.52625	34.52625		34.52625	41.4315	41.4315	30
31				35.5725	35.5725		35.5725	42.687	42.687	31
32				36.61875	36.61875		36.61875	43.9425	43.9425	32
33				37.665	37.665		37.665	45.198	45.198	33
34				38.71125	38.71125		38.71125	46.4535	46.4535	34
35				39.7575	39.7575		39.7575	47.709	47.709	35
36				40.80375	41.3478		41.3478	47.709	47.709	36
37				41.85	41.85		41.85	47.709	47.709	37
38				42.89625	42.89625		42.89625	47.709	47.709	38
39				43.9425	43.9425		43.9425	47.709	47.709	39
40				44.98875	44.98875		44.98875	47.709	47.709	40
41				46.035	46.035		46.035	47.709	47.709	41
42				47.08125	47.08125		47.08125	47.709	47.709	42
43				47.709	47.709		47.709	47.709	47.709	43
44				47.709	47.709		47.709	47.709	47.709	44
45				47.709	47.709		47.709	47.709	47.709	45
46				47.709	47.709		47.709	47.709	47.709	46

- (注) 1 () 内は、最低保障である。
2 a は、基本給月額であり、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当 (又はこれらに相当する手当) の月額の合計額をいう。
3 昭和58年4月1日在職者で同日以後に退職したもののうち20年以上の長期勤続者については、昭和58年条例改正附則第3項及び第5項、第6項の特例による支給率である。

様式記載例

様 式 一 覧

■退職手当支給条例関係

様式番号	名 称	様式番号	名 称
第 1 号	退職手当請求書（一般用）	第 20 号	高年齢受給資格者失業認定申告書
第 1 号の 2	退職手当請求書（特別職用）	第 21 号	特例受給資格者失業認定申告書
第 1 号の 3	差額退職手当請求書	第 22 号	高年齢求職者給付金に相当する退職手当請求書
第 2 号	履歴書	第 23 号	特例一時金に相当する退職手当請求書
第 3 号	退職所得の受給に関する申告書	第 24 号	就業手当に相当する退職手当支給申請書
第 3 号の 2	個人番号報告書	第 25 号	再就職手当に相当する退職手当支給申請書
第 4 号	職員退職報告書	第 25 号の 2	就職促進定着手当に相当する退職手当支給申請書
第 5 号	退職手当等支給制限等事情書	第 26 号	常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書
第 6 号	総代者選任届	第 27 号	移転費に相当する退職手当支給申請書
第 7 号	退職票	第 28 号	広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書
第 8 号	在職票	第 29 号	失業者退職手当支給台帳
第 9 号	退職の前 6 月に支払われた給与証明書	第 30 号	支給制限処分書 1
第 10 号	失業者退職手当受給資格証	第 31 号	支給制限処分書 2
第 10 号の 2	受給資格者氏名・住所変更届	第 32 号	支払差止処分書 1
第 11 号	受給期間延長申請書	第 33 号	支払差止処分書 2
第 12 号	受給期間延長通知書	第 34 号	支払差止処分書 3
第 13 号	基本手当に相当する退職手当等請求書	第 35 号	支払差止処分書 4
第 14 号	失業認定申告書	第 36 号	返納命令書 1
第 15 号	公共職業訓練等受講届・通所届	第 37 号	返納命令書 2
第 16 号	公共職業訓練等受講証明書	第 38 号	処分理由通知書
第 17 号	傷病手当に相当する退職手当支給申請書	第 39 号	納付命令書 1
第 18 号	失業者退職手当高年齢受給資格証	第 40 号	納付命令書 2
第 19 号	失業者退職手当特例受給資格証		

■負担金条例関係

様式番号	名 称	様式番号	名 称
第 1 号	負担金納付書 領収書	第 6 号	職員氏名変更書
第 2 号	特別負担金・調整額特別負担金納額告知書	第 7 号	職員給料月額報告書
第 2 号の 2	前歴期間特別負担金納額告知書	第 8 号	一般負担金報告書
第 3 号	特別負担金・調整額特別負担金分割納付申請書	第 8 号の 2	職員とみなした非常勤職員の一般負担金報告書（一括納入分）
第 3 号の 2	前歴期間特別負担金分割納付申請書		
第 4 号	督促状	第 9 号	差額一般負担金報告書
第 5 号	職員就職報告書		

退職手当請求書

退職日以後の日、ただし、年度末は3月31日

令和 6 年 10 月 25 日

神奈川県市町村職員退職手当組合長 様

〇〇町長 神奈川 太郎

印

職員が退職したので、次のとおり退職手当を支給されるよう関係書類を添えて申請します。

団体コード	XXX	職員番号	1111	フリガナ	タイショク イチロウ
氏名	退職 一郎				
現住所	〇〇町△△2-24-6		生年月日		
住所（1月1日）	同上		昭和53年9月12日（46歳）		
退職事由	退職事由No. 1 自己都合 2 勲奨 3 定年 31 定年扱い 4 任期終了 5 公務上死亡 6 1月未満の端数は1月とする 7 公務外死亡 8 公務外傷病 9 通勤傷病 10 整理 11 その他（				
職種	職種No. 1 一般行政職 2 消防職 3 技能労務職 4 会計年度任用職員 5 その他（ ）	就職年月日	退職年月日	在職期（A）	
退職時職名	消防士長	平成11年4月1日	令和6年10月20日	25年7月 （内 前歴期間） 年 月	
死亡退職等の場合の受給者	フリガナ	住所	職員との続柄		
除算期間	理由No. 1	開始年月日	終了年月日	月数	除算割合
(休職、停職及び休業の期間)		令和4年5月9日	令和6年10月20日	29	1/2
		～	～		14.5 月
		～	～		月
		～	～		月
育児休業の場合は、子の生年月日が確認できる書類を添付（平成4年3月31日以前の育児休業期間は、2分の1、それ以後は1歳になる月まで3分の1）	1 休職（地方公務員法第28条第2項第1号） 2 育児休業（1歳以下） 3 育児休業（1歳超） 4 停職 5 停職 6 公務上休職 7 公務外休職 8 通勤災害 9 その他（ ）				
	なる勤続期間（在職期間-除算期間）（A）				計（B）
					1年2.5月
退職手当基本額の支給率	①				26.3655 月
給料月額	退職日給料月額	②			351,100 円
	職員の受ける給料月額	（行一） 4 級 51 号給			⑦ 351,100 円
	管理監督職務勤務上限年齢調整額	④			円
	特定減額前給料月額	（行一） 5 級 68 号給			③ 378,200 円
	旧条例給料月額	（行一） 4 級 5 号給			④ 330,200 円
退職手当の基本額に係る特例	定年前早期退職者に対する基本額の特例 ②×（60歳-退職年齢）×2/100				⑤ 円
	特定減額前給与月額に係る基本額の特例（ ）				⑥ 9,568,442 円
退職手当基本額	（②+⑤）×				⑦ 9,256,927 円
新条例切替日前日（④が⑦又は⑤より多い場合のみ記入）	勤続年数	年	支給率⑧	月	④×⑧
調整額	第6号区分	27,100 円	24 月	650,400 円	⑨ 円
	第7号区分	21,700 円	36 月	781,200 円	⑩ 1,431,600 円
	第8号区分	円	円	円	円
	短期勤続者の	円	円	円	円
自己都合の場合は勤続年数が10年以上、それ以外の場合は1年以上の場合に対象となる。	最高60月 休職等がある場合は、当該区分から除算期間を差し引く（1未満の端数は切り上げ）				⑪ 715,800 円
支給額	（⑦又は⑥（旧条例適用の場合は⑧））+（⑨又は⑩）				⑪ 10,284,242 円
退職事由による特別負担金（1）	支給率第3条第1項の支給率（勤続20年未満の自己都合退職の場合、同条第2項の支給率）	特別負担金（1）の算定上の退職手当額 ②又は⑤×⑩（旧条例適用は④×⑩）	特別負担金（1）の額 ⑦又は⑥-⑩（旧条例適用は⑧-⑩）		
	⑫ 26.3655 月	⑬ 9,256,927 円	⑭ 311,515 円		
給料月額による特別負担金（2）	退職日給料月額（退職日給料月額が退職の1年前の号給より4号給を超えている場合は4号給上位の額）	特別負担金（2）の算定上の退職手当額 ⑮×（勤奨退職加算率 1.00）×①（旧条例適用は⑮×（勤奨退職加算率 1.00）×②）	特別負担金（2）の額 ⑦+⑤×①-⑩（旧条例適用は⑧-⑩）		
	⑮（行一） 4 級 47 号給 348,800 円	⑯ 9,196,286 円	⑰ 60,641 円		
特別負担金	⑭+⑰	⑱ 372,156 円	前歴期間の通算があった場合		
調整額特別負担金	⑨又は⑩	⑲ 715,800 円	⑳ 1,087,956 円		
前歴期間特別負担金（計算書より）	㉑ 0				

（注） 1 死亡退職の場合、⑫の支給率は①の支給率、⑮の4号給は、
 2 育児休業による除算期間がある場合は、当該子の出生日を
 3 定年（定年扱い）の者の⑮の退職日給料月額は、60歳役職に就任した日の給料月額とする。

当該退職者の条例上の定年年齢
 ＊退職事由が、「3定年」又は「31定年扱い」の場合のみ記入

定 年
(定年扱い)

退職手当請求書

令和 10 年 3 月 31 日

神奈川県市町村職員退職手当組長 様

〇〇町長 神奈川 太郎

印

職員が退職したので、次のとおり退職手当を支給されるよう関係書類を添えて申請します。

団体コード	XXX	職員番号	1111	フリガナ	タイショク イチロウ
				氏 名	退職 一郎
現 住 所	〇〇町△△2-24-6			生 年 月 日	
住所（1月1日）	同 上			昭和40年10月5日（62歳）	
退職事由	退職事由No. 31	1 自己都合 2 勸奨 3 定年 31 定年扱い 4 任期終了 5 公務上死亡 6 公務上傷病 7 公務外死亡 8 公務外傷病 9 通勤傷病 10 整理 11 その他（ ）			
職 種	職種No. 1	1 一般行政職 2 消防職 3 技能労務職 4 会計年度任用職 5 その他（ ）	就職年月日 平成2年4月1日	退職年月日 令和10年3月31日	在 職 期 間 (A) 38 年 0 月 (内 前歴期間) 年 月
退職時職名	一般行政職				
死亡退職等の 場合の受給者	フリガナ 氏 名		住 所		職員との 続 柄
除 算 期 間 (休 職、停 職 及 び 休 業 の 期 間)	理由No.	開始年月日	～ 終了年月日	月数	除算割合
			～		
			～		
			～		
			～		
	理由	1 休職（地方公務員法第28条第2項第1号） 2 休職（同第2号） 3 育児休業（1歳以下） 4 育児休業（1歳超） 5 停職 6 公務上休職 7 公務外休職 8 通勤災害 9 その他（ ）			計 (B) 年 月
退職手当の算定の基礎となる勤続期間(在職期間-除算期間) (A) - (B)					38 年 0 月
退職手当基本額の支給率					① 47.709 月
給 料 月 額	退職日給料月額				② 332,500 円
	職員の受ける給料月額 (行一) 5 級 48 号給				⑦ 271,600 円
	管理監督職務上限年齢調整額				④ 60,900 円
	特定減額前給料月額 (行一) 7 級 52 号給				③ 475,000 円
	旧条例給料月額 (行一) 4 級 18 号給				④ 268,400 円
退職手当の基本 額に係る特例	定年前早期退職者に対する基本額の特例 ②×(60歳-退職年齢)×2/100				⑤ 円
	特定減額前給与月額に係る基本額の特例（計算は別紙）				⑥ 22,661,775 円
退職手当基本額 (②+⑤) × ①					⑦ 15,863,242 円
新条例切替日前日 (④が⑦又は⑨より多い場合のみ記入)		勤続年数	年	支給率⑦	月
調 整 額	第 4 号区分	43,350 円	24 月	1,040,400 円	⑨ 2,210,400 円
	第 5 号区分	32,500 円	36 月	1,170,000 円	
	第 号区分	円	月	円	
	短期勤続者の調整額 ⑨×1/2（自己都合退職 10～24年、自己都合以外 1～4年）				⑩ 円
退職手当支給額 (⑦又は⑥(旧条例適用の場合は⑧)) + (⑨又は⑩)					⑪ 24,872,175 円
退職事由による 特別負担金 (1)	支給条例第3条第1項の支給率 (勤続20年未満の自己都合退職 の場合、同条第2項の支給率)		特別負担金(1)の額 ⑦又は⑥ - ⑬ 旧条例適用は⑧-⑬)		
	⑫ 42.7707 月	⑬ 20,316,082 円	⑭ 2,345,693 円		
給料月額による 特別負担金 (2)	60歳到達翌年度以後の特別負担金(1)算 定上の給料月額(60歳役職定年、7割措置前)		(行一) 7 級 52 号給	⑮ 475,000 円	
	退職日給料月額(退職日給料月額が 退職の1年前の号給より4号給を超 えている場合は4号給上位の額)		特別負担金(2)の算定上の退職手当額 ⑮×(勤奨退職加算率 1.00)×① (旧条例適用は⑮×(勤奨退職加算率 1.) ×⑦)	特別負担金(2)の額 (⑦+⑤)×① - ⑯ (旧条例適用は⑧-⑯)	
	⑮ (行一) 5 級 48 号給	⑯ 271,600 円	⑰ 12,957,764 円	⑱ 0 円	
特別負担金	⑰	2,345,693	管理監督職務上限年齢調整 額を含まない額で比較		
調整額特別	⑱	2,210,400	4,556,093 円		
前歴期間特	⑲	0	当該退職者の条例上の定年年齢 (退職事由が定年又は定年扱い の場合のみ記入)		

(注) 1 死亡退職の場合、⑫の支給率は①の支給率、⑮の4号給
2 育児休業による除算期間がある場合は、当該子の出生日を
3 定年（定年扱い）の者の⑮の退職日給料月額は、60歳役職

定 年
年 齢 63 歳

特別職

退職手当請求書

令和6年3月31日

神奈川県市町村職員退職手当組合長様

〇△市長

〇〇〇〇

印

特別職が退職したので、次のとおり退職手当を支給されるよう関係書類を添えて申請します。

団体・職員番号	×××××	フリガナ 氏名	カナガワ イチロウ 神奈川 一郎		(職名) 副市長	
退職年月日	令和6年3月31日	年齢	68歳	退職事由	普通退職	
住所	神奈川県〇〇市△△町1-1-1					現住所
死亡退職等の 場合の受給者	フリガナ 氏名	住所	1月未満切捨		特別職 との続柄	
在職期間	令和2年5月20日 ~ 令和6年3月31日				3年10月	
退職等の 期間	(事由)	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	除算 期間 () 月 () 月 () 月 計 月	
退職手当の算定の基礎となる勤続期間					3年10月	
退職時給料月額 ①	退職手当の支給率 ②		退職手当支給額 ③=①×②			
720,000 円	11.5 月		8,280,000 円			
退職所得控除	課税対象額	所得税 ⑤	住民税 ⑥		差引支給額	
勤続年数	控除額 ④	③-④	市町村民税	県民税	③-(⑤+⑥)	
年	万円	円	円	円	円	
4	160	6,680,000	927,578	400,800 267,200	6,684,422	

退職者本人が記入して下さい。

該当にチェックをお願いします。

☐ はい ☐ いいえ退職した日の属する「年」を記入して下さい。
(年度ではありません)**担当者が記入して下さい。**

令和4年3月31日		令和4年分		退職所得の受給に関する申告書		退職所得申告書	
横 濱 中	税務署長 市町村長	殿					
退職手当の支払者の	所在地 (住所)	〒231-0023		〒			
	名称 (氏名)	神奈川県市町村職員退職手当組合		神奈川 太郎			
	法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。		その年1月1日現在の住所			
		6 0 0 0 0 2 0 1 4 8 2 0 2					

※個人番号欄は空欄で提出して下さい。**本人の自筆*****1年未満の端数は切り上げる**

《A欄》

①退職日を記入して下さい。

②通常は「一般」「無」※障害となった事が直接起因して退職した場合は「障害」※その年の1月1日現在で生活保護を受けている場合は「有」

退職日

令和 4年 3月 31日

このA欄には、全ての人の退職日を記入して下さい。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要があります。)		③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間		自	昭和62年10月1日	年			
①	退職手当等の支払を受けることとなった年月日	至	令和 4年 3月 31日	35	年				
A	退職の区分等	②	一般	無	生活の有	無			
		うち 特定役員等勤続期間	有	無	自	年	月	日	年
		うち 一般勤続期間との重複勤続期間	有	無	自	年	月	日	年
		うち 短期勤続期間との重複勤続期間	有	無	自	年	月	日	年
うち 短期勤続期間	有	無	自	年	月	日	年		

***A欄は必ず記入のこと**

《B欄》

本年中に支払を受けた他の退職手当等に関するデータを記載します。

⑤には、③と④の勤続期間について、最も長い期間(通算勤続期間)を記入します。

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。		④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間		自	年	月	日	年
B	うち 特定役員等勤続期間	有	自	年	月	日	年	
		無	自	年	月	日	年	
		有	自	年	月	日	年	
		無	自	年	月	日	年	
うち 短期勤続期間	有	自	年	月	日	年		
無	自	年	月	日	年			

【特別職】

【勤続期間が5年以下の一般職】

は有に○をし、勤続期間を記入する

(※「うち短期勤続期間」は、無に○)

あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。		⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内)の退職手当等についての勤続期間		自	年	月	日	年	
C	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	①	うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間	有	自	年	月	日	年
		②	うち 短期勤続期間との重複勤続期間	有	自	年	月	日	年
		③	うち 全重複勤続期間	有	自	年	月	日	年
		④	うち 短期勤続期間	有	自	年	月	日	年
⑤	うち 一般勤続期間との重複勤続期間	有	自	年	月	日	年		

【2期目以降の特別職の場合、必ず該当します】

A又はBの退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。		⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間		自	年	月	日	年
D	うち 特定役員等勤続期間	有	自	年	月	日	年	
		無	自	年	月	日	年	
		有	自	年	月	日	年	
		無	自	年	月	日	年	
うち 短期勤続期間	有	自	年	月	日	年		
無	自	年	月	日	年			
⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自	年	月	日	年			
うち 特定役員等勤続期間	有	自	年	月	日	年		
無	自	年	月	日	年			
うち 短期勤続期間	有	自	年	月	日	年		
無	自	年	月	日	年			

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。		B又はCの退職手当等がある場合、「退職所得の源泉徴収票」から内容を記入し、Bはその写しを添付する		区分		退職の区分		支払者の所在地(住所)・名称(氏名)	
E	B	一般	無	一般	無	一般	無	一般	無
		特定役員	有	特定役員	有	特定役員	有	特定役員	有
		短期	有	短期	有	短期	有	短期	有
		C	有	C	有	C	有	C	有

(注意) 1 この申告書は、提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。

2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。

3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間及び短期勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、短期勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

職員就職報告書

令和 6年 4 月 10 日

神奈川県市町村職員退職手当組合長 様

首長の氏名(公印不要)

自治体名・役職名

〇〇市長 〇 〇 〇 〇

職員の就職について、次のとおり報告します。

団体番号(3桁)

職員番号

団体番号	101	職員番号	310944
職員氏名(カナ)	カナガワ サブロウ		
職員氏名(漢字)	神奈川 三郎		
生年月日(和暦)	昭和44年3月3日	就職年月日(和暦)	令和6年7月7日
職種	職種No.	1 一般行政職 2 消防職 3 技能労務職 4 医師職 5 看護職	職種No. が9(特別職)の場合
	9	6 幼稚園教育職 7 会計年度任用職員	役職名 任期
		特別職の場合のみ 記入(役職名、〇期目)	教育長 1 期目
給料月額	行政職 給料表 (一)	1 級 1 1 1 号給	555,500 円
前歴通算期間	前所属団体 〇〇市 始(年月日) 平成12年10月10日 終(年月日) 令和6年7月6日		
添付書類	※通算の場合 ①人事記録簿(履歴書)の写し ②退職手当支給証明書(原本)及び根拠条例の写し (割愛職員で元の団体へ戻ることが確実な場合は①、②ともに不要です) ③会計年度任用職員の場合の添付書類等あれば添付書類の名称を記入		
(備考)	任期のある職員の場合、任期終了予定日: 令和9年7月6日		
	※ 特別職又は任期付職員の場合 任期(年月日～年月日)を記入		

前歴通算の場合も現在の
団体への就職日を記入

前歴通算の場合のみ記入

特別職や任期のある職員の場合
任期終了予定日を記入

(注) 給料が日額で定められている者については、雇用初日における日額の21日分に相当する額を記入してください。

職員退職報告書

令和 6 年 3 月 31 日

神奈川県市町村職員退職手当組合長 殿

〇〇町長 〇〇〇〇 印 印

次のとおり、職員が退職したので、関係書類を添えて報告します。

団体・職員番号	〇〇〇〇・××××1		
フリガナ 氏名	カナガワ ハナコ 神奈川県花子	年齢	36 歳
職種	一般行政職（保育士）		
退職年月日	令和6 年 3 月 31 日	退職事由	自己都合
在職期間	平成20年10月1日 ～ 令和6年3月31日 (15 年 6 月)		
添付書類	* 退職後も引き続いて他の地方自治体の公務員等となる場合 - 退職手当の通算に関する証明書(原本) - 通算の有無について定めた根拠条例の写し - 人事記録簿(履歴書)＜原本証明付＞ * 6月以内の勤続期間で退職の場合 - 人事記録簿(履歴書)＜原本証明付＞ 通算の場合 自己都合 (通算有り) 県等へ復帰の場合 通算 のように表示してください		
備考	* 〇年〇月〇日～ □□市へ転出(通算の場合転出先を記入)		

(参考様式)

退職勧奨の記録

氏 名	退職 一郎（男）	構成団体	〇〇町
生年月日	昭和 40 年〇月〇日	年 齢	58歳
所属部課	総務部〇〇課	職 名	〇〇副課長
採用年月日	昭和 63 年4月1日	退職年月日	令和 6 年3月 31 日
給料月額	423, 200円 行(一) 6級 35 号給	勤続期間	36年 0月
退職勧奨 年 月 日	令和 5 年 9 月 10 日	職員の応諾 年 月 日	令和 5 年 9 月 28 日
退職勧奨の 理 由	人事の刷新と行政組織の活性化を図るため		
参 考 事 項	〇〇町勧奨退職要綱第〇条第〇項		

上記のとおり相違ありません

令和 6 年 3 月 31 日

神奈川県市町村職員退職手当組合長 様

〇〇町長 ○ ○ ○ ○



(参考様式)

退職手当の通算に関する証明書

所属団体名（予定）	〇 〇 町	
（フリガナ） 氏 名	カナガワ イチロウ 神奈川 一郎	
生 年 月 日	昭和 60 年 8 月 20 日 生	
就職（予定）年月日	令和 6 年 4 月 1 日	
退職手当に係る勤続期間 通算規定の適用の有無及 びその根拠	有	無
	神奈川県市町村職員退職 手当組合退職手当支給条 例第9条第5項の規定に よ	
備 考		

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 6 年 月 日

神奈川県市町村職員退職手当組合
証明者

組合長 〇 〇 〇 〇 印

(参考様式)

退職手当支給証明書

ふりがな	かながわ はなこ	生年月日	昭和63年 10 月 1 日	性別	男・ ☒ 女
氏 名	神奈川 花子	旧姓		改姓年月日	
職名	主任主事	退職時所属名	〇 〇 市	退職年月日	令和元年 3 月 31 日
在 職 期 間	平成23年4月1日 ~ 令和元年3月31日				

退職手当支給の有無	有 ・ ☒ 無	該当事項を○でかこむ
-----------	--	------------

無の場合、その理由	神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例 第28条第2項の規定による。
-----------	---

有の場合の計算基礎	退職手当の額	
	算 定 基 準	
	支 払 年 月 日	
	計算の基礎と なった在職年数	年 月 日から 年 月 日まで

退職の理由 その他付記事項	
------------------	--

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 6 年 月 日

神奈川県市町村職員退職手当組合
証明者
組合長 ○ ○ ○ ○ 印